

青梅市教育委員会の教育施策

『ゆめをはぐくみ、みをむすぶ青梅の教育』

—令和3年度教育施策の概要・

青梅市教育推進プラン—

青 梅 市 教 育 委 員 会

「青梅子どもルール」

～5つの約束～

- 1 日常生活の中でみんながなかよく過ごすための大切なルール
**明るく なかよく 元気よく、
思いやりの心をもって行動しよう**
- 2 学校生活の中でみんなと楽しく過ごすための大切なルール
**みんなと協力し、力を合わせて、
何ごともりこえていこう**
- 3 生涯にわたって豊かな人間関係を築くための大切なルール
心やさしく、笑顔であいさつをしよう
- 4 青梅の郷土を愛するための大切なルール
豊かな自然を愛し、文化や伝統を大切にしよう
- 5 健康でたくましく生きていくための大切なルール
いのちの尊さを知り、自分の体を大切にしよう

平成16年11月3日決定

目 次

I 青梅市教育委員会の教育目標 -----	1
II 青梅市教育委員会の基本方針（令和2年度） -----	2
III 令和2年度青梅市教育委員会の主な教育施策 -----	12
IV 令和2年度主な教育施策の事業内容 -----	21
V 青梅市教育推進プラン 有識者からの提言 -----	69

I 青梅市教育委員会の教育目標

青梅市の教育は、郷土の歴史と文化を尊重し、文化の継承と豊かな青梅の創造を目指し、平和な国家および社会の形成者として自主的かつ進取の精神にみちた健全な人間の育成と広く国際社会に生きる市民の育成とを期して、行われなければならない。

また、社会や時代の変化に伴う課題をとらえ、将来の展望をもった広い視野に立つ柔軟な発想を基に、未来を担う人間の育成を図ることが重要である。

青梅市教育委員会は、このような考え方立つとともに、日本国憲法および教育基本法にのっとり、以下の「教育目標」に基づき、学校教育および社会教育を推進する。

[青梅市教育委員会教育目標]

青梅市教育委員会は、子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、郷土を愛する人間性豊かな市民として成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員としての自覚をもち、勤労と責任を重んじ、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育の充実、推進を図る。

また、学校教育および社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、自らの目標を目指して学び、互いに認め、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は活力ある地域の中で、家庭、学校および地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行うものであるとの認識に立って、すべての市民が教育に参加することを目指していく。

(平成13年12月4日 青梅市教育委員会決定)

(平成17年 2月3日 青梅市教育委員会改訂)

II 青梅市教育委員会の基本方針（令和3年度）

青梅市教育委員会では、教育目標を達成するため、年度ごとに基本方針を定めています。

令和3年度については、以下のように基本方針を定めました。

【基本方針1】「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての市民が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、協調と責任ある行動をとり、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められている。

そのために、人権教育および心の教育を充実させるとともに、社会の一員としての自覚や公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

1 人権教育の推進

あらゆる偏見や差別、いじめをなくすために、人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進する。

2 心の教育の推進

児童・生徒が自他をいつくしみ生命を大切にし、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるために、道徳教育や障害への理解を深める教育の充実を図るとともに、家庭・学校・地域等が協働した心の教育を推進する。

また、真善美などの人間的な価値観を養うために、地域の図書館、博物館、美術館の資料を活用した情報の発信や鑑賞等の学習活動を充実し、豊かな情操教育の推進を図る。

3 健全育成の推進

豊かな人間性と社会性を育成するために、家庭・学校・地域および行政と関係諸機関の連携を一層推進し、児童・生徒の基本的な生活習慣の確立、規範意識の高揚、公共心の育成を図り、健全育成を推進する。

また、児童・生徒が安心・安全に生活できるよう、いじめの根絶、不登校問題の解消、虐待の防止に向けて、家庭・学校・地域および行政と関係諸機関の連携をより一層推進し、早期発見、早期対応を図る。

4 社会に貢献できる個人の育成

相互の支え合いと秩序のある社会を目指して、権利と義務、自由と責任につ

いての認識を深め、協調と責任ある行動をとることができる個人を育てるために、社会体験や奉仕活動、地域との交流活動等の社会と連携した教育の機会を充実させる。

5 地域に根ざした郷土愛をはぐくむ教育の推進

地域に住む人々の暮らしや心情への理解を深め、地域に愛着をもち、地域の一員として貢献する人材を育成する。

また、地域人材の活用、関係施設や機関との連携を通して、青梅の自然や伝統・文化を教材として取り扱う「青梅学」の推進を図り、郷土愛をはぐくむ。

6 新型コロナウイルス感染症への対応

教育委員会では、終息の目途が立たない新型コロナウイルス感染症に対し、児童・生徒の健康を第一に考え、感染症予防対策や学習保障等にかかる支援を継続する。

また、「青梅市立小・中学校 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」に従い、児童・生徒の指導を行うとともに、円滑な学校運営を継続させる。

さらに、感染者や濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止を徹底し、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童・生徒へのいじめや差別等が生じないよう生活指導上の配慮等を十分に行う。

【基本方針2】 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

国際化や高度情報化など社会の変化に対応できるよう、児童・生徒 一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められている。

そのために、基礎的・基本的な学力の向上を図り、児童・生徒の個性と創造力を伸ばす教育などを重視するとともに、広く国際社会に生きる市民を育成する教育を推進する。

1 学力の向上

基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るために、学力調査(国、東京都)結果や授業評価等の分析・考察を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。

また、わかる授業・魅力ある授業を通して、児童・生徒の学習意欲を高める

とともに、家庭学習の援助の手立てを工夫する。あわせて、放課後や土曜日等に補習の機会を設け、学力の向上を図る。

2 個を伸ばす指導の充実

一人一台端末を含めたＩＣＴ機器等の活用、少人数・習熟度別による指導、総合的な学習の時間などの学習を工夫・改善し、多様化する児童・生徒一人一人に応じた指導の充実を図る。

※（ＩＣＴ：Information and Communication Technology【情報コミュニケーション技術、情報通信技術】）

3 健康・体力づくりの推進

児童・生徒一人一人が豊かな個性を発揮するための基盤となる健康や体力に関する意識を高め、健康の保持増進に向けた資質や能力をはぐくむ。そのために、学校保健に関する学校内の体制を整備し充実を図るとともに、食育リーダーを活用した食に関する指導の充実や体力テストの結果の活用を図り、家庭・学校・地域が連携・協力した健康・体力づくりを推進する。

また、運動部活動の振興に向けた支援の充実を図る。

4 國際理解教育の推進

児童・生徒が、グローバル化の進展する世の中で必要な資質や能力をはぐくむため、多様な文化理解、様々な国や地域の人々と協力する態度の育成など、国際理解教育の推進を図る。

外国人英語指導助手を活用するとともに、小・中連携を強化し、小学校における外国語活動および外国語、中学校での英語教育を充実させる。

5 オリンピック・パラリンピック教育の推進

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機会に、スポーツに親しみ、知・徳・体の調和のとれた人間を育成する。また、日本人としての自覚と誇りをもち、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献する態度を育てる。そのために、オリンピック・パラリンピックの精神や大会参加予定国についての理解を深めるとともに、3つの資質（「障害者理解」「ボランティアマインド」「豊かな国際感覚」）に関わる取組を推進する。

6 情報教育の推進

児童・生徒の情報選択・情報活用能力等を育成し、確かな学力の向上を図るために、積極的にＩＣＴ環境の整備を進める。

また、一人一台端末等を効果的に活用し、学習活動の一層の充実と授業改善を図る。

7 キャリア教育の充実

児童・生徒が学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すキャリア教育の視点から、職業に関する調べ学習や職場訪問、職場体験等を通して、働く人々や地域の人々との交流を深める教育活動の充実を図る。

また、自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する力を育て、夢を実現するための手立てとして、大学、専門学校、N P O 法人、企業等の訪問を推進する。

8 特別支援教育の充実

障害のある児童・生徒に対する教育的な支援を充実させるために、特別支援教育の理解・啓発に努める。また、「青梅市特別支援教育実施計画第五次計画（令和2～4年度）」にもとづいて、特別支援教育を充実させるとともに、専門家による巡回・訪問相談や小・中学校の校内委員会などの充実を図る。

また、就学相談については、教育相談所、学校および関係機関との連携を図り、相談から支援までが一体となったシステムの整備に努める。

9 教育相談体制の充実

いじめ、不登校等の多様な課題に対応するために、心理相談員やスクールソーシャルワーカーによる相談の機能を高めるとともに、派遣相談の充実を図る。また、「ふれあい学級」（適応指導教室）の指導内容の一層の充実や、スクールカウンセラー等を活用した学校支援体制および相談環境の充実を図る。

10 小・中学校一貫教育の推進

青梅の良さや各中学校区の特色を生かした取組を通して、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す。そのために、各中学校区における目指す児童・生徒像を設定し、9年間の義務教育を見通した学習指導、健全育成、特別支援教育の充実を図る小・中学校一貫教育を推進する。

11 幼児期の教育と小学校教育の接続

小学校入学当初に、幼稚園、保育所等からの学びの連続性を確保するために、学校と園との連携や園児と小学生との交流活動を推進するとともに、第1学年のスタートカリキュラムを充実させる。

12 学校規模の適正化の推進

少子高齢化社会の到来による児童・生徒数の減少により、集団学習が困難となるおそれのある小規模な小・中学校に対して、学校の特色や地域の特性を生かした小規模特別認定校制度の継続を図るとともに、今後の児童・生徒数の動向を踏まえ、学校統合や通学区域の弾力化を検討する。また、統合が困難な小規模校、施設の狭隘化や、きめ細かな教育が難しくなる大規模校における教育環境の向上の方法を検討し、学校規模の適正化を推進する。

【基本方針3】 生涯学習の推進と社会教育の充実

市民が生涯を通じ、主体的に学習機会を選択して学ぶことができるような生涯学習社会を実現することが求められている。

そのために、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづいた施策の推進に努めるとともに、学習環境を整備し、「ともに学んで生きるまち」を目指して社会教育の充実を図る。

1 生涯学習の推進

市民が自発的な意思をもって、主体的に学習することを支援するために、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづき、家庭、学校、地域および関連機関との連携を密にして、市民の生涯学習を総合的・広域的に推進する。

2 生涯学習の環境整備

生涯学習の機能の充実を図るために、市民の学習要望の把握と学習情報・機会の提供、施設の整備・活用および講師・指導者等の登録制度の充実など、学習環境の整備に努める。

また、青梅市文化交流センターの活用を促進し、市民の文化活動の活性化を図る。

3 青少年の体験活動の充実

青少年の自立を支援し、地域との交流などを図るために、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の機会の充実に努める。

また、多様な体験活動を通して、集団的活動における協調性やリーダーとしての資質向上を図る。

4 家庭教育への支援

子どもたちの生活習慣の確立を目指すために、国や東京都と連携して、家庭教育への啓発事業の推進を図る。

家庭の教育力の向上を図るために、家庭、学校および地域の連携・協力を推進するとともに、講演会の開催などにより、家庭教育・幼児教育への支援に努める。

5 地域における健全育成の推進

地域社会の中で、心豊かで健やかな子どもをはぐくむために、地域と連携し、体験・交流活動の環境づくりを推進する。

6 学校開放の推進

生涯学習を広域的に推進するために、学校教育と連携を図り、学校施設の有効活用など、学校のもつ機能を市民の生涯学習事業に活かした学校開放の推進に努める。

7 読書活動の推進

市民が自主的に調べ学ぶことができる環境を提供するために、「青梅市図書館基本計画」および「青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづき、図書等資料の継続的な整備を行うとともに、図書館事業の充実、学校司書の配置による学校図書館支援の強化、図書館ボランティアとの協働などに努める。

【基本方針4】 文化・芸術の振興

市民が生涯を通じて、文化・芸術に親しむ機会の充実が求められている。

そのために、優れた文化・芸術や貴重な文化財を通じ、市民がひとしく文化を享受し、創造活動ができるよう文化・芸術活動への支援に努める。

1 文化財の保存・活用

長い歴史の中で培われてきた貴重な有形・無形の文化財を保護・保存していくとともに、市民への普及・啓発活動に努め、郷土に対する意識をはぐくむ。

また、文化財の保存・活用策について、引き続き検討する。

2 文化・芸術活動の振興

各種文化・芸術団体と連携、協働することで、文化・芸術に関する学習および創作活動を支援し、市民が優れた文化・芸術に触れる機会を提供する。

3 文化施設の環境整備

「青梅市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、美術館と郷土博物館の複合化について検討し、市民が文化・芸術を鑑賞、学習する場の確保に努める。

また、吉川英治記念館については、周辺の文化・観光施設と連携した事業に取り組むことで、市民の文化の向上に寄与していくとともに、地域の活性化へつなげる。

【基本方針5】 「市民の教育参加の促進」と「主体的な教育行政の推進」

家庭・学校・地域が相互に連携・協力をすることによって、すべての市民の教育参加を進め、教育行政を力強く展開していくことが求められている。

そのために、青梅市の特性を生かした主体的な教育行政を推進するとともに、市民からより信頼される学校づくりに向けて、学校経営の改革を進めていく。

1 将来を見通した教育施策の推進

将来の青梅市を見通した教育を創造し、時代の変化に即した教育施策の推進を図るために、「青梅市教育推進プラン」の提言を踏まえた施策を実施する。

2 社会に開かれた学校づくりの推進

保護者や市民から学校運営等への支援を一層得るために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入について検討するとともに、学校関係者評価を実施し、その結果を公表することなどして「社会に開かれた学校づくり」を推進する。

3 特色ある学校づくりの推進

教育活動の充実および活性化を図るために、家庭・学校・地域が一体となって、活力ある学校づくりを進めるとともに、地域の実情、児童・生徒の実態に応じた特色ある学校づくりを推進する。

4 安全・安心な学校づくりの推進

日常の教育活動や登下校時等の安全指導・管理、安全確保の徹底を図るために、家庭・学校・地域・関係諸機関が相互に連携した安全・安心な学校づくりを一層推進するとともに、学校および通学路の環境整備ならびに管理運営体制の充実に努め、安全確保対策を推進する。

5 学校給食の充実

安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めるとともに、学校と連携を密にし、食育の推進を図る。

また、「学校給食センター施設整備基本計画」にもとづき、新学校給食センターの整備を計画的かつ具体的に推進する。

さらに、学校給食費の徴収・管理の透明性および公平性の確保に努め、徹底した未収金対策を行う。

6 学校経営の充実

年間を通じた学校評価システムの効果的な運用を推進し、学校経営の改善・充実を図る。また、校長、副校長、主幹教諭を中心とした組織的な運営体制の充実を図り、校内の各分掌組織を効果的に活用し、自主的・自律的な学校経営を推進する。

7 教職員の資質・能力の向上

教職員が児童・生徒への理解を深め、指導と評価の一層の改善・充実を図るとともに、教育にかかわる諸課題を解決する資質や能力を高めるために、各種研究事業の支援および職層・キャリアに応じた教員研修等の充実を図る。

8 教職員の服務規律の確保

教職員による体罰や法令違反等の服務事故の防止を徹底するために、教育委員会においては定例の校長会および副校長会にて管理職に対する指導を行い、また、各校内においては毎年7月と12月に東京都が実施する服務事故防止月間での重点的な研修指導や日々の管理職が行う服務指導などを通じて、教育公務員としての自覚や法令遵守の意識を高め、学校教育に対する信頼の確保に努める。

9 学校の働き方改革

校務支援システム、出退勤システムの活用、心理士や医師によるメンタルヘルス相談など、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の向上を図るとともに、学校における働き方改革を推進する。

10 学校教育施設の環境整備

老朽化や安全管理への対応、環境衛生面の充実等を考慮し、学校施設の計画的な修繕・改修を推進し、安全で安心できる教育環境の整備に努める。

また、児童・生徒の教育環境改善のため、トイレ改修工事と特別教室等空調整備工事を実施するとともに「青梅市学校施設個別計画」にもとづき、老朽化対策工事を計画的に実施する。

11 教育委員会の機能の充実

開かれた教育行政を推進するため、取組内容や結果について、速やかで積極的な情報発信を行うとともに、市民の意見や要望に耳を傾け、家庭・学校・地域との一層の連携を深めながら、主体的な活動とともに機能の充実を図る。

また、新たに更新された教育委員会ホームページの内容をさらに充実させ、市民への情報発信力の強化に努める。

12 市長部局との連携

市長部局との相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、総合教育会議の充実を図る。

また、スポーツ、生涯学習に関して、市長部局との協議・連携の場を通して情報交換等を行いながら、教育委員会における体育、生涯学習の充実を図る。

さらに、オリンピック・パラリンピック担当と連携し、児童・生徒がオリンピック・パラリンピックに携わる機会を充実させる。

教育目標	平成 13 年 12 月 4 日	青梅市教育委員会決定
教育目標一部改訂	平成 17 年 2 月 3 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 18 年 1 月 12 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 19 年 1 月 11 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 20 年 2 月 21 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 21 年 2 月 2 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 22 年 2 月 4 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 23 年 2 月 3 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 24 年 2 月 2 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 25 年 2 月 14 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 26 年 2 月 6 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 27 年 2 月 5 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 28 年 2 月 8 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 29 年 2 月 16 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 30 年 2 月 16 日	青梅市教育委員会決定
基本方針	平成 31 年 2 月 13 日	青梅市教育委員会決定
令和 2 年	2 月 14 日	青梅市教育委員会決定
令和 3 年	2 月 17 日	青梅市教育委員会決定

III 令和3年度 青梅市教育委員会の主な教育施策

青梅市総合長期計画の考え方を踏まえ、令和3年度に青梅市教育委員会が実施する主な施策をまとめました。

ここに示す施策は、「青梅市教育委員会の基本方針（令和3年度）」（P 2～11）のそれぞれのテーマに沿った施策となっています。

※ ☆=新規事業、◇=重点または拡充事業

※ 新規事業、重点または拡充事業の中で、pの記載があるものは、該当するページに事業の詳細を掲載しています。

※ 基本方針ごとに対応する教育施策を掲載しています。

【基本方針1】 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての市民が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、協調と責任ある行動をとり、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められている。

そのために、人権教育および心の教育を充実するとともに、社会の一員としての自覚や公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

(P 2～3)

1 人権教育の推進

<施策>

- ・人権教育推進委員会による啓発
- ◇人権尊重教育推進校を中心とした研究・実践の推進・・・・・・・・・・・・ p 21

2 心の教育の推進

<施策>

- ・道徳教育推進教師を校内組織に位置付けた組織的な道徳教育の推進
- ・道徳授業地区公開講座の実施
- ・音楽・美術などに関する発表会やコンクールなどへの積極的な支援

3 健全育成の推進

<施策>

- ◇学校いじめ総合対策年間計画をふまえた組織的な対応・・・・・・・・ p 22
- ◇不登校児童・生徒への組織的な対応・・・・・・・・・・・・ p 23
- ◇児童・生徒が主体となつたいじめ撲滅の取組の充実・・・・・・・・ p 24
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理相談員等の効果的な活用

4 社会に貢献できる個人の育成

<施策>

- ・社会体験活動の推進・充実
- ・奉仕活動の推進・充実
- ・生涯学習事業への参加・参画の促進

5 地域に根ざした郷土愛をはぐくむ教育の推進

<施策>

◇各学校の地域性を生かした「青梅学」の充実 ······ p 25

- ・地域の伝統・文化に親しむ機会の促進
- ・地域の交流活動への参加の促進
- ・地域の自然を生かした体験学習の充実
- ・青梅市伝統文化奨励表彰の実施
- ・文化・伝統・芸術講座の充実

6 新型コロナウイルス感染症への対応

<施策>

☆小・中学校における新型コロナウイルス感染防止のための環境整備 ··· p 26

【基本方針 2】 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

国際化や高度情報化など社会の変化に対応できるよう、児童・生徒 一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められている。

そのために、基礎的・基本的な学力の向上を図り、児童・生徒の個性と創造力を伸ばす教育などを重視するとともに、広く国際社会に生きる市民を育成する教育を推進する。

(P 3 ~ 6)

1 学力の向上

<施策>

◇学力向上 5 ケ年計画の推進 ······ p 27

- ・学力向上対策事業の推進
- ・研究指定校による研究の推進

2 個を伸ばす指導の充実

<施策>

・小・中学校への学校教育活動支援員の派遣 ······ p 28

- ・学力向上に資するＩＣＴ機器やデジタル教材の活用
- ・学力向上５ヶ年計画の推進（再掲）

3 健康・体力づくりの推進

＜施策＞

- ・学校医・学校および教育委員会との連絡会議の実施
- ・青梅市学校歯科保健連絡会との連携
- ・食物アレルギー研修会の実施
- ・児童・生徒の健康診断の適正かつ円滑な実施、適切な保健管理の実施と指導の充実
- ・体力テストの実施と結果の活用
- ・部活動振興の推進および部活動指導員の活用

4 国際理解教育の推進

＜施策＞

- ・小学校における英語および外国語活動の充実
- ・外国人英語指導助手の活用
- ・日本語指導が必要な児童・生徒への支援の充実

5 オリンピック・パラリンピック教育の推進

＜施策＞

- ・「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」の育成
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の観戦

6 情報教育の推進

＜施策＞

- ★G I G Aスクール構想の実現および充実・・・・・・・・・・・・ p 29
- ・教育用コンピュータ、ソフトウェア等ＩＣＴ環境の整備
 - ・ＩＣＴ活用支援員の派遣等による校務支援システム活用および授業への支援
 - ・小学校におけるプログラミング教育の推進
 - ・教育委員会および各学校間を結ぶコンピュータネットワーク運用支援体制の充実

7 キャリア教育の充実

＜施策＞

- ・ゲストティーチャー等を活用したキャリア教育の充実
- ・中学校における職場体験の実施

8 特別支援教育の充実

<施策>

- ・青梅市特別支援教育推進協議会の実施
- ◇小・中学校への学校教育活動支援員の派遣（再掲）
- ◇専門家による巡回・訪問相談の実施 ······ p 30
- ◇特別支援教育の理解・啓発 ······ p 31
- ・特別支援教育に関する研修会の実施
- ・理解・啓発に向けたリーフレットの作成・配付
- ◇就学支援シートの活用促進 ······ p 32
- ・学生支援員の活用
- ◇都立特別支援学校との連携の推進 ······ p 33
- ・副籍制度による交流活動の推進
- ◇就学相談の実施 ······ p 34

9 教育相談体制の充実

<施策>

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理相談員等の効果的な活用（再掲）
- ・学校と家庭の連携推進事業の実施
- ・教育相談所および学校における教育相談の充実
- ・学校教育相談研修の充実

10 小・中学校一貫教育の推進

<施策>

- ・中学校区を中心とした小・中学校一貫教育の実施 ······ p 35

11 幼児期の教育と小学校教育の接続

<施策>

- ・就学前教育カリキュラムを活用した就学前教育との円滑な接続の推進

12 学校規模適正化の推進

<施策>

- ・小規模特別認定校（成木小学校・第七中学校）における児童・生徒確保の推進と教育の充実
- ・学校規模の適正化の検討 ······ p 36

【基本方針 3】 生涯学習の推進と社会教育の充実

市民が生涯を通じ、主体的に学習機会を選択して学ぶことができるような生涯学習社会を実現することが求められている。

そのために、「青梅市生涯学習推進計画」にもとづいた施策の推進に努めるとともに、学習環境を整備し、「ともに学んで生きるまち」を目指して社会教育の充実を図る。

(P 6 ~ 7)

1 生涯学習の推進

<施策>

- ◇生涯学習まちづくり出前講座の実施 ······ p 37
- ◇生涯学習フェスティバル・釜の淵新緑祭の開催 ······ p 38
 - ・各種講座の実施
 - ・国際理解講座の実施

2 生涯学習の環境整備

<施策>

- ◇生涯学習情報の提供（生涯学習だよりの発行、ホームページへの掲載）··· p 39
 - ・指導者等人材登録制度の充実

3 青少年の体験活動の充実

<施策>

- ◇体験教室の推進 ······ p 40
- ◇青少年リーダーの育成 ······ p 41

4 家庭教育への支援

<施策>

- ・家庭教育の啓発に向けた取組の充実
- ◇家庭教育講演会の実施 ······ p 42

5 地域における健全育成の推進

<施策>

- ◇放課後子ども教室推進事業の実施 ······ p 43

6 学校開放の推進

<施策>

- ・学校施設の開放

7 読書活動の推進

<施策>

- ・ 指定管理者による管理運営の充実
- ◇第四次青梅市子ども読書活動推進計画の推進 ······ p 44
- ・ 図書館ボランティアとの協働の推進
- ・ おはなしボランティアの育成および協働の推進
- ・ 図書館事業の充実

【基本方針4】 文化・芸術の振興

市民が生涯を通じて、文化・芸術に親しむ機会の充実が求められている。
そのために、優れた文化・芸術や貴重な文化財を通じ、市民がひとしく文化を
享受し、創造活動ができるよう文化・芸術活動への支援に努める。

(P 7 ~ 8)

1 文化財の保存・活用

<施策>

- ◇指定文化財の保存事業費補助事業 ······ p 45
- ◇博物館企画展等の開催 ······ p 46
- ☆旧吉野家住宅の屋根葺き替え修理工事の実施 ······ p 47

2 文化・芸術活動の振興

<施策>

- ◇芸術文化祭の開催 ······ p 48
- ◇芸術文化の奨励 ······ p 49
 - ・ 美術館館蔵品の保存・整備
- ◇美術館特別展の開催 ······ p 50
- ◇学校教育との連携 ······ p 51
 - ・ 館蔵品を利用した企画展の開催

3 文化施設の環境整備

<施策>

- ◇美術館と郷土博物館の複合化の検討 ······ p 52
- ◇吉川英治記念館の運営 ······ p 53

【基本方針5】「市民の教育参加の促進」と「主体的な教育行政の推進」

家庭・学校・地域が相互に連携・協力をすることによって、すべての市民の教育参加を進め、教育行政を力強く展開していくことが求められている。

そのため、青梅市の特性を生かした主体的な教育行政を推進するとともに、市民からより信頼される学校づくりに向けて、学校経営の改革を進めていく。

(P 8 ~ 1 0)

1 将来を見通した教育施策の推進

〈施策〉

- ◆「総合教育会議」による市長部局との連携 · · · · · p 54
· 「青梅市教育推進プラン」の提言を踏まえた施策の展開

2 社会に開かれた学校づくりの推進

〈施策〉

- ## ☆コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入・・・・・・・・p 55 ・学校評価による学校運営の改善・発展

3 特色ある学校づくりの推進

〈施策〉

- #### ・学びと心の育成事業の実施

4 安全・安心な学校づくりの推進

〈施策〉

- ・校内および登下校区域防犯カメラの運用
 - ◆登下校区域防犯カメラの増設による防犯対策の充実 ······ p 56
 - ・子ども安全ボランティア事業の充実
 - ◆スクールガード・リーダーとの連携 ······ p 57
 - ◆「青梅子ども110番の家」の運用 ······ p 58
 - ・防災無線による帰宅放送の実施
 - ・普通救命講習の実施
 - ◆青色防犯パトロールカーによる防犯パトロールの推進 ······ p 59
 - ・放課後子ども教室推進事業の実施（再掲）

5 学校給食の充実

〈施策〉

- ◆学校と連携した食育の推進と食に関する指導の充実 · · · · · p 60
・給食だより・青梅産野菜の日を活用した食に関する指導の推進

◇新学校給食センターの整備の推進	p 61
☆学校給食費の未収金対策の推進	p 62

6 学校経営の充実

<施策>

- ・学校評価システムによる経営改善の充実
- ・児童・生徒による授業評価の実施
- ・管理職研修の充実
- ・主幹教諭を活用した各学校におけるOJTの充実

7 教職員の資質・能力の向上

<施策>

- ・教育研究発表会の実施
- ・教育研究校の指定

8 教職員の服務規律の確保

<施策>

- ・服務通達・通知の徹底
- ・各学校における服務規律の確保のための研修会の実施

9 学校の働き方改革

<施策>

- ・統合型校務支援システムの活用による業務の効率化・標準化
- ・出退勤管理システムの活用によるタイムマネジメント意識の向上
- ・学校経営補佐および副校長補佐の活用
- ・スクール・サポート・スタッフの活用
- ・ストレスチェックおよび心理相談の充実

10 学校教育施設の環境整備

<施策>

◇小・中学校トイレ改修工事の実施	p 63
◇小・中学校特別教室等空調整備工事の実施	p 64
☆青梅市学校施設個別計画の推進	p 65
・小学校屋内運動場天井改修工事の実施（第三小学校）	
・小学校校舎屋上防水工事および外壁改修工事の実施（第五小学校）	
・その他小・中学校の施設改修の実施	

11 教育委員会の機能の充実

〈施策〉

- ・教育委員協議会の充実
 - ・教育委員研修会への参加

◇教育に関する事務の管理・執行の状況の点検および評価の実施・・・・.. p 66

 - ・学校および社会教育施設等への視察訪問の実施
 - ・教育委員会ホームページの内容の充実
 - ・教育委員会会議録の公開

★オンライン化への対応・・・・. p 67

12 市長部局との連携

〈施策〉

- ・「総合教育会議」による市長部局との連携（再掲）
 - ・青梅市教育行政等連携協議会の開催

IV 令和3年度 主な教育施策の事業内容

基本方針 【1】	施策名	1 人権教育の推進	
推進プラン柱 【1】	提 言 (1) 1	提言内容	人権教育の充実
主管課名	指導室	事業名	○人権尊重教育推進校を中心とした研究・実践の推進

【事業の目的】

- 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別との解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させる。

【事業内容】

- 1 東京都人権尊重教育推進校
青梅市立西中学校
- 2 内 容
 - (1) 学校の実態に即し、人権教育の推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組み、様々な人権課題にかかる差別意識の解消を図るための教育を推進する。
 - (2) 発達段階に即し、教育活動全体を通して、研究・実践を進める。
- 3 研究主題の設定
「自分もみんなも大切にできる生徒の育成」
～人権課題「子供」にかかる活動を通して～
- 4 設置期間
令和2、3年度の2年間とする。
- 5 成果の普及・啓発
リーフレット、ホームページ、学校公開等による。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	人権尊重教育推進校2年間の成果について、リーフレットにまとめ、市内全小・中学校で共有する。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%			50	50			
評価	年度別評価						
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

【項目説明】

事業期間：網がけで表記。中期継続事業＝該当する年度に網がけ　長期継続事業＝長期継続に網がけ
年度別仕事量%：事業に対する各年度の仕事割合。単年度完結事業の場合は100%、複数年度は合計で100%。
年度別評価：各年度の事務事業点検および評価の結果を、評価記号により表記。

〈凡例〉評価記号○=年度目標は達成され、事業目標の達成に向け順調である ○=年度目標はおおむね達成され、事業目標の達成に向けおおむね順調である △=年度目標の達成状況は低く、事業目標の達成に向け一部困難な課題がある ×=年度目標はほとんど達成されず、事業目標の達成に向け困難な課題がある

事業期間総合評価(最終年度のみ記入)：中・長期継続事業の総合評価を、最終年度に表記。

基本方針 【1】	施策名	3 健全育成の推進		
推進プラン柱 【2】	提 言 (4) 4・5	提言内容	教育相談の充実 不登校児童・生徒に対する取組の充実	
主管課名	指導室	事業名	○学校いじめ総合対策年間計画を踏まえた組織的な対応	

【事業の目的】

- いじめの未然防止、早期発見および早期対応に向けて、家庭・学校・地域および行政と関係諸機関の連携により一層推進し、早期発見、早期解決を図る。

【事業内容】

1 いじめ総合対策年間計画の内容

教職員の意識向上と組織的対応の徹底を図るため、学校いじめ問題対策委員会、いじめ防止校内研修、アンケート調査（年間4回）、いじめに関する授業等を計画的に設定する。

- (1) 学校いじめ問題対策委員会による組織的対応、運営および点検
- (2) いじめに関する研修会の実施（未然防止、早期発見、早期対応および重大事態への対応）
- (3) いじめ等の発見のためのアンケートの実施（記名式3回、選択式1回）
- (4) S O S の出し方に関する教育の実施
- (5) 特別の教科道徳等によるいじめ防止に関する授業の実施

2 学校・家庭・地域および教育委員会との連携

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼
- (2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談
- (3) アンケート調査結果の公表
- (4) いじめや重大事態の定義の理解

3 理解啓発、研修等

- (1) 校長会等におけるいじめ総合対策年間計画の作成と実施の周知
- (2) 生活指導主任会等におけるアンケート調査結果の分析
- (3) いじめに関する研修会の実施
- (4) 児童・生徒および保護者向け相談窓口の周知

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	いじめに関する正しい認識の周知徹底 早期発見、早期対応による「いじめ解消率」の向上							
	年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間								
年度別仕事量%				100	100			
評価	年度別評価							
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【1】	施策名	3 健全育成の推進	
推進プラン柱 【2】	提 言 (4) 4・5	提言内容	教育相談の充実 不登校児童・生徒に対する取組の充実
主管課名	指導室	事業名	○不登校児童・生徒への組織的な対応

【事業の目的】

- 長期欠席児童・生徒に対する相談体制を充実させるとともに、学校、保護者、関係機関等が連携することで、児童・生徒の社会的な自立を目指す。

【事業内容】

1 長期欠席児童・生徒個人票の活用

- (1) 月に3日連続欠席または5日以上欠席した児童・生徒について個人票を作成するとともに、電話連絡や家庭訪問等で必ず状況を確認するよう、各学校に周知徹底する。
- (2) 累計30日以上欠席した児童・生徒の個人票は月ごとに集約し、教育相談所および適応指導教室とも情報を共有し、学校、関係機関等が協力、連携して対応を検討する。
- (3) 社会的な自立を目指すための資源である子ども家庭支援センター、フリースクール、塾などの活用状況を把握し、連携を強化する。

2 相談機能の充実

- (1) 教育相談に関する研修等を実施し、学校の相談体制を充実する。
- (2) 登校支援室およびスクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター等を活用し、家庭と学校の連携を強化する。
- (3) 適応指導教室については、学校復帰と居場所づくりの2つの側面を踏まえた機能の拡充を図る。

3 理解啓発、研修等

- (1) 校長会等における不登校児童・生徒対策の周知徹底
- (2) 生活指導主任会等における長期欠席児童・生徒の情報共有
- (3) 児童・生徒および保護者向け相談窓口の周知

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	不登校発生率を全国平均以下に、学校復帰率を全国平均以上にする。							
	年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間								
年度別仕事量%				1 0 0	1 0 0			
評価	年度別評価							
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【1】	施策名	3 健全育成の推進	
推進プラン柱 【2】	提 言 (4) 4・5	提言内容	教育相談の充実 不登校児童・生徒に対する取組の充実
主管課名	指導室	事業名	○児童・生徒が主体となつたいじめ撲滅の取組の充実

【事業の目的】

- 児童・生徒が主体となる、いじめ撲滅に向けた活動を推進するために各中学校区で「いじめゼロ宣言」を実施する。

【事業内容】

1 開催時期

令和3年10月（予定）

2 内容

- (1) 1学期から2学期までに実施した各学校のいじめ撲滅の取組について発表する。
- (2) 中学校区ごとに、いじめゼロ宣言をまとめ、発表する。
(令和2年度「いじめゼロ宣言」より)
 - ・第一中学校区 「3ないで 笑顔の絆 いじめゼロ」
 - ・第二中学校区 「いじめないで！～「いじめゼロ」にと、言うまでもない笑顔の環境に～」
 - ・第三中学校区 「見つめよう 自分の心 相手の心」
 - ・西中学校区 「お互いを理解し合って、いじめ0 ～関わりを広くもとう～」
 - ・第六中学校区 「人との間隔は2メートル 心の距離は密接に」
 - ・第七中学校区 「きずつけず えがおあふれる 成木の子」
 - ・霞台中学校区 「自然とともに思いやりの花、満開に」
 - ・吹上中学校区 吹上小 「いじめゼロ その言葉だけは 忘れずに」
 - 吹上中1年 「自分自身 いじめの心 打ち壊せ」
 - 吹上中2年 「報告・連絡・相談 報連相」
 - 吹上中3年 「手洗い うがい いじめゼロ」
 - ・新町中学校区 「分かり合おう 手を取り合えば いじめ0（ゼロ）」
 - ・泉中学校区 「いじめの芽 見て見ぬふりは やめようよ」

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	各学校の取組や「いじめゼロ宣言」をホームページ等で発信し、保護者や市民に広く周知する。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【1】	施策名	5 地域に根ざした郷土愛をはぐくむ教育の推進	
推進プラン柱 【3】	提 言 (1) (4)	提言内容	青梅の伝統文化を生かした教育活動の推進 青梅の豊かな自然を題材にした教育活動の推進
主管課名	指導室	事業名	○各学校の地域性を生かした「青梅学」の充実

【事業の目的】

- 児童の主体的体験的な活動を通して、豊かな人間性を養う。
青梅市の自然・歴史・文化に触れ、故郷青梅に対する郷土愛を育成する。

【事業内容】

- 1 児童の主体的な活動の充実
 - (1) 青梅市の見学施設、体験施設を利用した活動を行うことにより、豊かな人間性を育成する。
 - (2) 集団生活を通じて、協調性や公衆道徳等の社会性を育成する。
- 2 児童の実態に合った教育活動の充実
 - (1) 宿泊や日帰りなどの実施形態や実施学年を学校が設定することで、学校や実施学年の課題解決の手立てとする。
 - (2) 青梅を学ぶことにより、より郷土愛を育む教育を推進する。
- 3 理解啓発、研修等
 - (1) 校長会、青梅学推進委員会等における青梅学の周知および充実
 - (2) 各校の御岳移動教室実施におけるマネジメント（計画・実施）

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	全小学校が児童の実態に応じて必要な学年に対して御岳周辺の校外学習を実施する。							
	年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間								
年度別仕事量%					100			
評価	年度別評価							
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【1】	施策名	6 新型コロナウイルス感染症への対応										
推進プラン柱 【 】	提 言 ()	提言内容										
主管課名	教育総務課・ 学務課・指導室	事業名	○小・中学校における新型コロナウイルス感染防止のための環境整備									
【事業の目的】												
○ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、臨時休校を余儀なくされた市内の小・中学校において、今後、コロナ禍においても安心して学校生活が送れるよう、また、授業内容や学校活動等に制限のある中、効果的な教育を行えるよう、国等の補助金を活用し、必要な備品等の購入や環境整備のための支援を行う。												
【事業内容】												
<p>令和2年度に「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業」として、コロナ感染対策に必要な飛沫防止パーテーションなどの消耗品、体育館での換気等に必要な大型扇風機などの備品、また、授業中の換気のための網戸設置にかかる修繕費など、国の補助事業を活用し、各学校の要望に沿った支援を行った。</p> <p>さらに令和3年度においては、感染症対策に必要な消耗品や備品等の整備のほか、感染症対策により資質向上の機会が減った教員の研修経費などを追加した国の「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」を活用し、コロナ禍における学校の支援を令和2年度に引き続き実施する。</p>												
【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】												
令和3年度 目標	各学校による新型コロナ感染症対策にかかる消耗品や備品、修繕のほか、教員の研修に必要な経費等を支援し、コロナ禍にあっても各学校において効果的な教育活動が行えるよう支援するとともに、より効果的な整備を進める。											
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続					
事 業 期 間												
年度別仕事量%			100	100								
評価	年度別評価											
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)											

基本方針 【2】	施策名	1 学力の向上	
推進プラン柱 【2】	提 言 (3) 1	提言内容	学力向上に向けた取組の推進
主管課名	指導室	事業名	○学力向上 5ヶ年計画の推進

【事業の目的】

- 平成30年度に作成した学力向上5ヶ年計画にもとづき、児童・生徒の学力向上を図る。

【事業内容】

- 1 児童・生徒および保護者向けの啓発資料「家庭学習のすすめ」の作成、配布および活用
- 2 習熟度別クラスおよび少人数クラスによる授業による指導方法の充実と改善
- 3 学力向上対策事業の実施
 - (1) 放課後学習事業（ステップアップクラス）
 - (2) 中学3年生における学習支援事業（スタディ・アシスト）
- 4 学力向上推進委員会（情報教育推進委員会を含む）
 - (1) 開催回数 年間6回
 - (2) 内容
 - ・ I C T機器の効果的な活用方法等に関する研修会の実施
 - ・ 1人1台端末を含めたI C Tを活用した授業改善等について情報共有
 - ・ 国や東京都の学力調査結果の分析・考察および「学力向上5ヶ年計画」の達成状況について協議
 - ・ 「青梅市小・中学校 授業指針」を活用した授業改善および各学校の学力向上推進プランについて情報共有
 - ・ 学力向上、授業力向上のための資料の共有化と各校での活用（電子データ）
- 5 学力調査等の結果の公表

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	国および東京都の学力調査において各々との平均正答率の差を縮める。児童・生徒の「やる気」「根気」を引き出し、全国学力・学習状況調査の自尊感情に関わる質問の肯定的回答を引き上げる。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	20	20	20	20	20		
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【2】	施策名	2 個を伸ばす指導の充実		
推進プラン柱 【2】	提 言 (3) 4	提言内容	児童・生徒の学習支援の促進	
主管課名	学務課	事業名	○小・中学校への学校教育活動支援員の派遣	

【事業の目的】

- 小・中学校へ学校教育活動支援員を配置して、発達障害を含めた障害のある児童・生徒や指導上の配慮を要する児童・生徒への教科指導および生活指導等に関する支援を行う。また、個に応じた指導を推進する。

【事業内容】

1 小学校

青梅市立小学校 17 校に対して延べ 17 名を配置する。

【配置回数、配置期間】

週に 5 日（1 日 3 時間）、年間 175 回とする。（配置要件に応じて、調整が必要な場合はこの限りでない。）支援員は公募制とし配置期間は 1 年を単位とする。

令和 3 年度については、4 校に週 5 日（年間 175 回）および東小学校に週 2 日（年間 70 回）の増員を行う。また、支援員の専門性を高めるため、外部から講師を招へいし、研修会を実施する。（1 回）

2 中学校

青梅市立中学校 11 校に対して延べ 11 名を配置する。

【配置回数、配置期間】

週に 2 日（1 日 3 時間）、年間 70 回とする。（配置要件に応じて、調整が必要な場合はこの限りでない。）支援員は公募制とし、配置期間は 1 年を単位とする。

【支援員の職務内容】

- 教室で学習ができにくい児童・生徒および発達障害等により特別な支援を必要とする児童・生徒への教科指導や生活指導の支援
- 児童・生徒の話し相手
- 生活指導および特別支援教育の推進にかかる校長の指示する事項

【支援員の資格】

- 学校教育・特別支援教育に関心をもち、子供たちと一緒に活動できる方
 - 小学校、中学校において学校生活・学習等の支援の経験がある方
 - 小学校または中学校の教員免許をお持ちの方
- ※ ただし、2、3 については、望ましいものであり、必須要件ではない。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和 3 年度 目標	支援員の配置による教科指導や生活指導の充実を図る。							
	年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事業期間								
年度別仕事量%	100	100	100	100				
評価	年度別評価	○	○					
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【2】	施策名	6 情報教育の推進	
推進プラン柱 【1】	提 言 (5)	提言内容	情報教育の推進
主管課名	指導室	事業名	○G I G Aスクール構想の実現および充実

【事業の目的】

- 豊かな個性と創造力の伸長を図る。
学習活動の一層の充実を図る。

【事業内容】

1 学校におけるICTを活用した学習

- (1) 児童・生徒の端末や大型提示装置等を使って、視覚的にも理解させる。
- (2) 学習活動を焦点化し、児童・生徒の学習課題への理解を深めさせる。
- (3) 一人一人の習熟度の程度に応じた学習を実践する。

2 家庭におけるICTを活用した学習

- (1) 週末や長期休業中における端末を活用した学習を推進する。
- (2) 不登校児童・生徒に対し、学びを止めない機会を充実させる。

3 理解啓発、研修等

- (1) 事前研修実施（令和2年3月 各校1名以上の教員が参加）
- (2) 年間を通じた教員研修の実施
- (3) 各校にICT支援員を配置
- (4) ICT教育実践研究指定校の設置（小学校2校、中学校2校）期間：令和3年度
1人1台端末を活用した教育の推進および市内への普及・啓発の促進

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	市内小中学校教員が、授業において端末を活用した教育活動を実践できる ようにする。						
	年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5 長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%				100			
評価	年度別評価						
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【2】	施策名	8 特別支援教育の充実	
推進プラン柱 【2】	提 言 (6)	提言内容	特別支援教育の推進
主管課名	学務課	事業名	○専門家による巡回・訪問相談の実施

【事業の目的】

- 発達障害を含め障害のある児童・生徒への適切な教育的支援を行うために、教育、医療等の関係者による巡回・訪問相談を実施する。
具体的なねらいは、次のとおりである。
 - 1 発達障害を含め障害のある児童への早期の発達支援
 - 2 学齢期の就学支援体制の整備
 - 3 市立小・中学校の通常の学級に在籍している発達障害を含め障害のある児童・生徒への教育的支援

【事業内容】

1 巡回相談等の実施

小学校および中学校については、東京都から配置されているスクールカウンセラーによる相談活動に加えて、校長からの要請により、心理相談員（教育相談所所属の心理相談員含）を派遣する。

2 訪問相談における専門家の支援の実施

小・中学校からの要請に応じて、学識経験者、臨床心理士、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が訪問し、各種障害等に応じた指導・支援の在り方や個別指導計画の作成などについての支援を実施する。

※ 巡回・訪問相談等においては、次の支援を行う。

- ア 発達障害を含め障害のある児童・生徒や小・中学校のニーズに応じた指導内容・方法に関する相談
- イ 校内における支援体制づくりに関する相談
- ウ 療育プログラムや個別指導計画作成に関する相談
- エ 外部の関係機関等との連携に関する相談
- オ 発達障害を含め障害のある児童・生徒の行動観察等に関する相談

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	学齢期に支援の必要な乳幼児に対して早期に支援が受けられるよう就学支援体制を整備する。						
	年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5 長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【2】	施策名	8 特別支援教育の充実	
推進プラン柱 【2】	提 言 (6)	提言内容	特別支援教育の推進
主管課名	学務課	事業名	○特別支援教育の理解・啓発

【事業の目的】

- 学校における特別支援教育の充実に向けて、教職員等の資質向上を図るための研修を計画的・継続的に実施するとともに、児童・生徒、保護者、教職員、市民等への理解・啓発を進める。

【事業内容】

- 1 教職員等を対象とした研修の実施
 - (1) 特別支援学級担任の資質・向上を図るための研修の実施（年1回）
 - (2) 特別支援学級介護員対象研修（年1回）
 - (3) 学校教育活動支援員、学生支援員等対象研修（年2回）
 - (4) 特別支援教室専門員対象研修（年3回）
- 2 保護者、市民等に対する特別支援教育の講演会の実施（年1回）

大学教授等の学識者を招聘した講演会の実施（広報、ホームページで周知）
- 3 特別支援教育の理解・啓発に向けたリーフレットの作成・配布
 - (1) 翌年度、小学校に就学する児童を対象に、「楽しい学校生活を送るために（就学支援シートの活用に向けて）」を作成し、幼稚園・保育所を通じて配布。
 - (2) 就学相談および特別支援教育の周知用に「特別な支援を必要としている子ども達の就学について」を作成し、幼稚園・保育所、小・中学校、市民センター、教育相談所に配布して、制度周知と特別支援教育の理解・啓発を図る。
- 4 青梅市教育委員会ホームページを活用した特別支援教育の理解・啓発
 - (1) 特別支援教育理解・啓発リーフレットの掲載
 - (2) 就学支援シートの紹介
 - (3) 市内特別支援学級の設置状況
 - (4) 副籍制度の紹介等

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	教職員等向けの研修の実施と研修内容の充実 市民向け講演会（研修会）の実施による理解・啓発の推進 幼保小中連携により、適正な就学支援に向けた啓発の推進						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【2】	施策名	8 特別支援教育の充実		
推進プラン柱 【2】	提 言 (6)	提言内容	特別支援教育の推進	
主管課名	学務課	事業名	○就学支援シートの活用促進	

【事業の目的】

- 小学校の学習や集団生活において支援が必要と思われる児童について、幼稚（児）園・保育所、療育機関や家庭で進めてきた指導・支援の様子、配慮してきたこと等を、就学支援シートを用いて小学校に引き継ぎ、入学後の支援に活用する。

【事業内容】

- 1 就学支援シートを市内各幼稚（児）園、保育所等に配布する。（本市に隣接する幼稚園・保育所を含む。）令和2年度に内容を見直した。
- 2 各園を通じて就学支援シートの活用に関するリーフレットを保護者に配布して、シートの趣旨等を周知し、積極的な活用の促進を図る。
- 3 広報、ホームページ、就学時健康診断（案内の配布）でシートの活用について、保護者に周知を図る。
- 4 シートの提出を受けた小学校は、「個別指導計画」または「学校生活支援シート」を作成する際の資料としてシートを活用するとともに、当該児童への支援の手立てや配慮、組織的な支援体制を整備する上での参考資料として活用する。
- 5 小学校における効果的な活用事例を収集し、特別支援教育コーディネーター連絡協議会等において周知し、活用の促進を図る。
(シートを介して保護者との連携を構築した例、シートを介して幼稚園等から小学校への円滑な引き継ぎが図れた例)

項目	H29年度 H30.4入学	H30年度 H31.4入学	R元年度 R2.4入学	R2年度 R3.4入学
対象児童数(11月送付時)	963	935	881	917
2月末までの提出件数	143	132	146	150
最終提出件数	213	132	146	150
提出幼稚園・保育所数	42	28	33	32
引き継ぎ学校数	22	17	16	18

※令和元年度は、令和3年2月15日現在

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	幼稚園・保育所から学校へ引き継ぐための就学支援シート活用の周知徹底を図る。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【2】	施策名	8 特別支援教育の充実	
推進プラン柱 【2】	提 言 (6)	提言内容	特別支援教育の推進
主管課名	学務課	事業名	○都立特別支援学校との連携の推進

【事業の目的】

- 都立特別支援学校（青峰学園等）と市立小・中学校の交流活動の推進を図る。
- 都立特別支援学校（青峰学園等）の教員等を本市主催の特別支援教育に関する研修会や各小・中学校における校内委員会の講師として招聘し、教職員の特別支援教育に関する資質の向上を図る。

【事業内容】

- 1 副籍制度を活用し、小・中学校と都立特別支援学校（青峰学園等）の交流活動を推進する。
- 2 都立特別支援学校（青峰学園等）の教員の専門性を生かし、本市が主催する特別支援教育に関する研修会の講師として招聘する。
- 3 小・中学校における校内研修の講師および巡回・訪問相談の相談員を依頼するなどして、都立特別支援学校（青峰学園等）の教職員による継続的な支援体制が受けられるようにする。
- 4 特別支援教育推進協議会委員に都立特別支援学校（青峰学園等）の校長の参画を得て、本市の特別支援教育の一層の充実を図る。
- 5 都立特別支援学校（青峰学園等）との交流事業の実施や施設を活用した研修会の実施等、連携事業の推進について検討する。
- 6 就学支援委員会委員として都立特別支援学校（青峰学園等）の教員を委嘱し、就学支援を実施する。
- 7 都立特別支援学校（青峰学園等）の特別支援教育コーディネーターと小・中学校の特別支援教育コーディネーターとの特別支援教育パートナーシップ推進委員会を、特別支援教育コーディネーター連絡協議会に合わせて開催し、円滑な連携を図る。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	都立特別支援学校教職員と小・中学校教職員との交流を図る。							
	年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間								
年度別仕事量%	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0				
評価	年度別評価	○	○					
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【2】	施策名	8 特別支援教育の充実		
推進プラン柱 【2】	提 言 (6)	提言内容	特別支援教育の推進	
主管課名	学務課	事業名	○就学相談の実施	

【事業の目的】

- 特別な支援を要する児童・生徒の適切な就学・転学に資する。

【事業内容】

- 1 特別な支援を必要とする児童・生徒の就学・転学について、保護者からの相談を受け、関係機関と連携し、適切な就学・転学先を選択するための支援を行う。
- 2 就学相談担当職員 2 名（週 5 日勤務と週 3 日勤務）および補助職員 1 名の体制で、平日午前 9 時 15 分から午後 5 時 15 分までの間、相談業務を行う。
- 3 現在、特別支援学校や特別支援学級に在籍しているまたは通級指導を受けている児童・生徒の転入予定者については、学務課で就学・転学相談業務を行う。
- 4 就学支援委員会の審議結果と異なった学校、学級へ就学した児童・生徒に対して、継続的な適正就学への支援を実施する。
- 5 年間 37 回の就学支援委員会（定例会 24 回、特別支援教室等判定会 13 回）を基本に臨時会を必要に応じて開催し、適時的に適正就学への支援を実施する。

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備 考
相談受付件数 (A)	295	316	320	284	
保留・取り下げ等 (B)	24	35	37	20	
最終審議結果 (C) ((A)-(B))	271	281	283	264	

※令和 2 年度は、令和 3 年 2 月 15 日時点。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和 3 年度 目標	適切な就学・転学支援のため、就学支援委員会を開催し、児童・生徒の発達の特性に応じた就学に結びつけるため、適正な判定を行う。							
	年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事業期間								
年度別仕事量%	100	100	100	100				
評価	年度別評価	○	○					
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【2】	施策名	10 小・中学校一貫教育の推進	
推進プラン柱 【2】	提 言 (3) 2	提言内容	小・中学校一貫教育の推進
主管課名	指導室	事業名	○中学校区を中心とした小・中学校一貫教育の実施

【事業の目的】

- 小・中学校一貫教育推進委員会の検討結果を踏まえ、全校において、小・中一貫教育を実施する。

【事業内容】

- 1 中学校区ごとに作成した「小・中一貫教育年間計画」をもとに、教育活動を行う。
 - (1) 中学校区

第一中・第一小・第四小	第二中・第二小・友田小
第三中・第三小・今井小	西中・第五小・第六小
第六中・第七小	第七中・成木小
霞台中・河辺小	吹上中・吹上小
新町中・新町小・藤橋小	泉中・若草小・霞台小
東中・東小	
 - (2) 中心となる共通した取組
 - 柱1 「学力向上」
 - 柱2 「健全育成」
 - 柱3 「特別支援教育」
 - その他 「中学校区独自の取組」
- 2 各学校における小・中学校一貫教育の取組について理解や協力が得られるよう学校ごとに保護者や地域に対して説明する機会を設定する。
- 3 学校訪問の機会をとらえ、各学校における小・中学校一貫教育の実施状況を把握するとともに、当該校の課題に即した指導・助言を行う。
- 4 教育委員会が主催する主任会や委員会等において、中学校区の情報交換の時間を設定し、小中一貫教育の推進に向けた取組の充実を図る。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	家庭学習、防災訓練等における小・中学校一貫教育の更なる充実 各中学校区における取組の成果の共有 令和2年度に作成したリーフレットの活用							
	年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間								
年度別仕事量%	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0				
評価	年度別評価	○	○					
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【2】	施策名	12 学校規模適正化の推進	
推進プラン柱 【 】	提 言 ()	提言内容	
主管課名	学務課	事業名	○学校規模の適正化の検討

【事業の目的】

- 学校規模の適正化により、児童・生徒数や学級数、地域事情等による課題の改善を図り、幅広く多様な学習環境を提供し、社会性や規範意識を身に付けることができる教育環境の向上を目指す。

【事業内容】

青梅市学校規模適正化基本方針をもとに、学校規模の適正化を図るため、学校規模適正化委員会を開催し、公共施設等総合管理計画および今後の児童・生徒数の推計値を踏まえ、学校規模が適正でない学校に対し、学校の統合・複合化や通学区域の見直し等を行う。

また、統合が困難な小規模校、施設の狭隘化や、きめ細かな教育が難しい大規模校における教育環境の向上の方法を模索し、小・中学校の適正な学校規模の確保について検討を行う。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	学校規模適正化検討委員会を開催し、学校規模の適正化のため青梅市学校規模適正化基本方針をもとに今後的小・中学校の適正な学校規模の確保に向けて検討を行う。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【3】	施策名	1 生涯学習の推進	
推進プラン柱 【3】	提 言 (1)	提言内容	青梅の伝統・文化を活かした教育活動の推進
主管課名	社会教育課	事業名	○生涯学習まちづくり出前講座の実施

【事業の目的】

- 市の施策や市が保有する情報を出向いて提供する講座を実施し、市民の市政に対する理解を深めるとともに、行政全体で生涯学習を推進し、市民によるまちづくりの推進に寄与する。

【事業内容】

- 1 内容
市民の生涯学習の一助として、市職員等が講師となって出向き、市の施策や情報および技術的知識等を生かした講座を実施する。
- 2 対象者
市内に在住、在勤、在学している原則として10人以上の方で構成されている団体・グループ。
- 3 講座数 56講座（令和2年度）
- 4 開催の手順
市民が主催となり、指定された開催日時・場所に市職員等を講師として派遣する制度である。開催場所の手配や準備は主催者側で行う。
- 5 開催場所および講座時間
開催場所は市内に限り、講座時間は2時間以内で計画する。
- 6 講師料
無料（ただし、講座の内容によっては材料費等の実費を必要とする場合がある。）
- 7 申込方法
団体の代表が原則として講座を開催しようとする30日前までに申し込む。

【備 考】

- 注意事項 政治や宗教または営利を目的とした催しを行うおそれがあるときは、講座は利用できない。
また、新型コロナウイルス感染症等による影響がある場合は、事業実施方法等（オンライン開催を含む）についてその都度検討する。

【年度ごとの目標達成の数値化（スマールステップの具体的な目標とプロセス評価）】

令和3年度 目標	各課と調整し、多様な講座メニューを維持するとともに、講座内容については、市民が利用しやすいように見直す。 なお、メニュー数は56講座以上とする。							
	年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間								
年度別仕事量%	100	100	100	100				
評価	年度別評価	○	○					
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【3】	施策名	1 生涯学習の推進	
推進プラン柱 【3】	提 言 (2)	提言内容	地域の一員としての自覚を高める教育の推進
主管課名	社会教育課	事業名	○生涯学習フェスティバル・釜の淵新緑祭の開催

【事業の目的】

- 社会教育関係団体等に幅広く参加を呼びかけ、学習成果の発表の場として、芸術文化事業中心のイベントを開催し、市民の生涯学習の振興を図る。

【事業内容】

- 1 主催
青梅市教育委員会、青梅市生涯学習推進市民会議および青梅市生涯学習推進本部
- 2 企画・運営
釜の淵新緑祭実行委員会
- 3 開催時期
5月に2日間実施する。
- 4 会 場
釜の淵公園周辺、旧宮崎家、ネツツたまぐーセンター
- 5 主な内容
生涯学習活動を実践している団体の各種発表、吹奏楽、太鼓、おはなし会など
- 6 その他
他課の生涯学習関連事業と連携し、青梅市全体の生涯学習の推進を図る。
また、参加団体等による実行委員会形式により実施する。
なお、新型コロナウイルス感染症等による影響がある場合は、事業実施方法等（オンライン開催を含む）についてその都度検討する。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	新型コロナ対策を講じながら、社会教育関係団体等の学習成果の場としてイベント開催ができるよう、出演者たちにも運営に協力してもらい、観覧者の満足度8割を目指す。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【3】	施策名	2 生涯学習の環境整備	
推進プラン柱 【 】	提 言 ()	提言内容	
主管課名	社会教育課	事業名	○生涯学習情報の提供（生涯学習だよりの発行、ホームページへの掲載）

【事業の目的】

- 市民にさまざまな生涯学習の機会や場を提供するため、市内や近隣市町村で行われる催し物、文化・スポーツ活動を行っている団体・サークルの紹介、講師・指導者およびボランティア協力者等の情報を提供し、生涯学習の推進を図る。

【事業内容】

1 生涯学習だよりの発行

「生涯学習だより」を発行するとともに、広報、チラシ等により生涯学習の周知を図る。

・生涯学習だより 年4回 各1, 200部

2 ホームページへの掲載

生涯学習情報を教育委員会のホームページに掲載する。

- ・生涯学習だよりの掲載
- ・講師・指導者およびボランティア協力者等人材ガイドの掲載
- ・生涯学習サークルを掲載
- ・各種講座・教室情報を掲載

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	充実した生涯学習情報を発信するため、教育委員会ホームページを随時更新する。 また、生涯学習だよりの誌面を見やすくするため、文字の大きさ、余白、見出しに工夫し、より多くの人に見てもらえるよう設置場所の増加を図る。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【3】	施策名	3 青少年の体験活動の充実	
推進プラン柱 【2】	提 言 (4) 2	提言内容	情操教育の推進
主管課名	社会教育課	事業名	○体験教室の推進

【事業の目的】

- 様々な体験活動を通し、子供たちの自主性や社会性を養い、夢と希望を持ったたくましい子供を育むことを目的に、各種体験活動を提供する。

【事業内容】

- 1 農業・食育体験教室の実施
小学生と保護者を対象に、畑の土づくりから種まき、収穫まで、半年間の体験教室を開催する。
- 2 キッズ体験講座の実施
青少年を対象とした体験講座を一年を通じて複数回開催する。
- 3 科学実験講座の実施
「サイエンスキッズ」と題し、科学について楽しみながら学ぶ実験講座および科学施設見学会等を開催する。
- 4 その他
各種体験講座を開催する。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響がある場合は、事業実施方法等（オンライン開催を含む）についてその都度検討する。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	講座のアンケートの中で「講座は楽しかったか」と「講座の内容は勉強になったか」という項目で参加者の満足度を測り、その結果「楽しかった」および「勉強になった」という回答が90%以上になるような内容を実施する。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0			
評価	年度別評価	○	◎				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【3】	施策名	3 青少年の体験活動の充実	
推進プラン柱 【3】	提 言 (2)	提言内容	地域の一員としての自覚を高める教育の推進
主管課名	社会教育課	事業名	○青少年リーダーの育成

【事業の目的】

- 近年、子供たちが、自然の中で遊んだり、年齢の違う子供同士で遊んだり、家で手伝いをしたりする機会が減ってきてていると言われている。他人を思いやる心や協調性、ルールを守ることの大切さなど、異年齢集団による学びあいや様々な人々との協働を通じた学習が求められている。

小学生から高校生の異年齢集団の団体活動、野外でのさまざまな体験活動を通して、自主性や社会性等を養い、子供会・地域活動および学校生活におけるリーダーとしての資質向上を図る。

【事業内容】

- 1 内容
青少年リーダー育成研修会の開催
- 2 対象者
小学5年生～高校生（4月1日現在 17歳以下）42人
- 3 主な内容
カヌ一体験やプロジェクトアドベンチャーなど
- 4 開催時期
6月～8月（宿泊研修を含む全6回）宿泊研修：8月 3泊4日
(会場) 通常研修…市役所会議室、風の子太陽の子広場等
宿泊研修…国立赤城青少年交流の家
- 5 指導者
小学校教諭、青梅市青少年委員ほか
- 6 その他

リーダー卒業生に対する、年1回の自主研修会の開催。通常研修での卒業生が企画運営する研修の実施。青少年委員との交流の場を設けることで、研修会終了後の自己研鑽、地域での活躍、現役研修生とのつながりの場ができ、事業の継続性が培われるようにフォローしている。

なお、新型コロナウイルス感染症等による影響がある場合は、事業実施方法等についてその都度検討する。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	アンケートに「リーダーとして必要な力を身につけることができたか」という項目を設定し、研修の成果を測り、「できた」という回答が85%以上になるよう多様なプログラムを組み実施する。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【3】	施策名	4 家庭教育への支援	
推進プラン柱 【4】	提 言 (3)	提言内容	生活習慣等の確立に向けた啓発
主管課名	社会教育課	事業名	○家庭教育講演会の実施

【事業の目的】

- すべての教育の出発点である家庭教育に関する題材で講演会を開き、理解を深めるとともに、関係団体との連携を通じ、家庭教育を支援するネットワークづくりを進める。

【事業内容】

1 内容

- ・ 家庭教育に関する講演会およびワークショップの開催
- ・ 子供たちの基本的な生活習慣の育成に向けた、「早寝 早起き 朝ごはん」の啓発
- ・ オンラインを活用した講演会の開催
- ・ 入学説明会における社会教育委員会議で提唱する「家庭のスローガン」の啓発

2 その他

少子化や核家族化、親の孤立化を背景に、家庭の教育力の向上が社会的課題となつており、その解決のためには社会全体が家庭における子育てや教育を支援していくことが求められている。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	年に3回の講演会を実施し、参加者数増加のため、チラシ、ポスターの配布場所を学校や保育所、幼稚園など、対象者に合わせた場所へ配布する。また、オンラインを活用し、定員の8割を超える出席を目指す。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0			
評価	年度別評価	○	○				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【3】	施策名	5 地域における健全育成の推進	
推進プラン柱 【4】	提 言 (4) 1	提言内容	家庭・学校・地域の連携による安全への取組の推進
主管課名	社会教育課	事業名	○放課後子ども教室推進事業の実施

【事業の目的】

- 放課後等に学校の余裕教室を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子供たちが、地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

【事業内容】

- 1 実施校 東小学校を除くすべての小学校16校で実施する。
- 2 事業開始年月
(モデル事業) 平成19年6月から (本格事業) 平成21年4月から
- 3 実施曜日
第一小(水)、第二小(月、水)、第三小(水)、第四小(月・水・金)、第五小(月・水・金)、第六小(水)、第七小(月・水・金)、成木小(水)、河辺小(水)、新町小(水)、霞台小(水)、友田小(水)、今井小(水)、若草小(水)、藤橋小(水)、吹上小(水)
- 4 運営委員会
健康福祉部と教育委員会との具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策等、事業の検証・評価を行う。
- 5 コーディネーター
放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携についての調整の他、各機関等との連絡調整や地域の実情に応じた定期的・継続的な活動プログラムの企画等を行う。
- 6 教育活動推進員、教育活動サポーター等の配置
地域の大人、退職教員、青少年・社会教育関係者等を教育活動サポーターやボランティアとして配置し、体験・交流活動等を実施する。
また、学習機会を提供するため、教育活動推進員を配置する。
- 7 スタッフ研修
スタッフに対する市独自の研修を年1回程度実施するとともに、東京都主催の研修への参加を促すことで、スタッフの質の向上を図る。
- 8 その他 放課後子ども総合プラン青梅市行動計画を推進し、放課後児童クラブと一体型もしくは連携型の事業を行う。なお、新型コロナウイルス感染症等による影響がある場合は、事業実施方法等についてその都度検討する。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	児童への案内チラシの配布等でPRを行い、放課後子ども教室への平均登録率を45%以上とする。 安全・安心な子供たちの活動拠点という観点から、放課後子ども教室実施中のケガの件数を前年度より少なくする。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	◎					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【3】	施策名	8 読書活動の推進		
推進プラン柱 【2】	提言 (2)	提言内容	国語力向上に向けた教育活動の推進	
主管課名	社会教育課	事業名	○第四次青梅市子ども読書活動推進計画の推進	

【事業の目的】

- 第四次青梅市子ども読書活動推進計画（令和元年度から5年間）にもとづき、読書活動を推進する。

【事業内容】

令和3年度は、第四次青梅市子ども読書活動推進計画の3年目にあたるため、これまでの成果と課題を踏まえつつ、さらなる事業の拡充を図っていく。

なお、事業内容については、次のとおり。コロナ禍による影響がある場合は、事業実施方法についてその都度検討する。

- 市内26小中学校に学校司書を配置し、学校図書館の支援を行う。
- 資料活用能力の向上を図る。
- 乳幼児から青少年まで発達段階に応じた図書資料の充実を図る。
- 市内図書館で季節やテーマに合わせた児童書等の展示や事業を行い、読書喚起を促す。
- 市内小学校および市民センターでおはなし会等を開催するとともに拡充を図る。
- 市内小学校と学校連携推進重点校事業を行い、読書活動の促進を図る。
- 中央図書館において、乳児から幼児を対象としたおはなし会、子ども読書活動推進のための講演会、工作教室および手芸教室を開催する。
- 市内小学校等の図書館見学および市内中高生対象の職場体験の受け入れを行う。
- 健康課と連携して乳児と母親のブックスタート事業を行う。
- おはなしボランティアを育成し、おはなし会等で協働する機会を作る。
- 市内の小学校、幼稚園、保育所等を対象とした児童書の再利用図書展示会を開催する。
- 幼児から高校生までのブックリストを作成し、市内の学校および施設等に配布する。
- 子供たちに図書館の情報を提供するため児童向けホームページを充実させる。
- 新小学1年生全員に青梅市図書館カードを作成し、図書館利用の促進を図る。
- 子供たちが課題を発見し、自ら考え、調べて表現する力を育むことを目的とした「青梅市図書館を使った調べる学習コンクール」を開催する。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	第四次青梅市子ども読書活動推進計画事業を実施するとともに学校と図書館の連携を強化していく。 読書意欲を喚起させるテーマの展示コーナーを、中央年80回以上、各分館年30回以上、期間を設けて設置する。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年 度 別 仕 事 量 %	100	100	100	100			
評 価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【4】	施策名	1 文化財の保存・活用	
推進プラン柱 【3】	提 言 (1)	提言内容	青梅の伝統・文化を活かした教育活動の推進
主管課名	文化課 (郷土博物館)	事業名	○指定文化財の保存事業費補助事業

【事業の目的】

- 本市にとって貴重な文化財を後世に伝えるため、文化財保護法などにもとづく指定文化財の管理、修理等の保存事業に対して補助金を交付する。

【事業内容】

以下の補助事業を実施する。

- | | |
|--|-------|
| 1 国宝「赤糸威鎧」等保存修理 | 251千円 |
| ・武藏御嶽神社が所蔵する国宝「赤糸威鎧」および重要文化財「紫裾濃鎧」の保存箱の作成や修理を行う。 | |
| 2 重要文化財「木造千手観音立像」等防犯カメラ設置 | 279千円 |
| ・観音寺が所蔵する「木造千手観音立像」等の防犯カメラの設置工事を行う。 | |
| 3 都指定無形民俗文化財「青梅のフセギのワラジ」辻立て設置 | 24千円 |
| ・谷野地区にあるフセギのワラジを設置するための辻立てを設置する。 | |
| 4 市指定有形民俗文化財「山車人形（武内宿祢）」衣装修理 | 775千円 |
| ・森下町自治会が所蔵する「山車人形（武内宿祢）」衣装の劣化部分の修理を行う。 | |

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	所有者と協議ながら計画的に事業を進め、年度内に4件の補助事業について事業を完了する。 その内、1件については民間の補助事業の活用を目指す。							
	年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間								
年度別仕事量%	100	100	100	100				
評価	年度別評価	○	○					
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【4】	施策名	1 文化財の保存・活用	
推進プラン柱 【3】	提 言 (1)	提言内容	青梅の伝統・文化を活かした教育活動の推進
主管課名	文化課 (郷土博物館)	事業名	○博物館企画展等の開催

【事業の目的】

- 郷土の資料その他文化的、教育的資料を展示し、市民の利用に供し、その教養、学術および文化の向上に寄与する。

【事業内容】

次の企画展、収蔵品展を開催する。

1 収蔵品展「新収蔵品展 2021」

令和元年度および令和2年度の2か年の間に寄贈していただいた資料を展示する。

期間：4月17日～6月20日

2 市制70周年記念展「ゆめうめちゃんと行く時間旅行～青梅市誕生のひみつ～」

市公式キャラクターのゆめうめちゃんが70年前にタイムスリップした設定で、市制当時の関連資料などを展示する。

期間：7月3日～9月5日

3 企画展「青梅の金融史～あおしん100周年～」

青梅市に本店を構える青梅信用金庫(あおしん)は、令和4年3月に創立100周年を迎えることから、それを記念して、あおしんを中心に、市内にあった銀行や信用金庫の営業報告書や看板、写真など、青梅における金融の歴史を紹介する。

期間：9月18日～12月19日

4 企画展「青梅宿の文化人～根岸典則を中心～」

昨年寄贈を受けた「根岸典則画像」や根岸家の関連資料、小林天済が描いた文人の肖像画などを中心に、江戸時代後期における青梅宿の文化人を紹介する。

期間：1月8日～3月31日

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	市の広報に加え、市公式H P、Twitterを活用するなど、周知活動に力を入れ、企画展3本と収蔵品展1本を開催する。また、市制70周年記念展では、市の公式キャラクターゆめうめちゃんを活用するなど、これまでにない取り組みを実施する。新型コロナウィルス感染拡大防止等も考慮し、入館者数14,000人を目標とする。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【4】	施策名	1 文化財の保存・活用	
推進プラン柱 【 】	提 言 ()	提言内容	
主管課名	文化課	事業名	○旧吉野家住宅の屋根葺き替え修理工事の実施

【事業の目的】

- 令和2年度策定の保存活用計画にもとづき、都指定有形文化財の旧吉野家住宅を適切に保存するとともに、地域資源としての活用するため、屋根の葺き替え修理工事を実施する。

【事業内容】

旧吉野家住宅は、最後に屋根を葺き替えてから25年以上が経過し、その修理工事等が必要な時期を迎えている。令和2年度策定の「東京都有形文化財（建造物）旧吉野家住宅保存活用計画」にもとづき、屋根葺き替え工事を令和3年度から4年度の2か年事業で実施する。

【令和3年度】（時期は予定）

- ・設計（6月～9月）
施工計画の作成等
- ・茅材等購入（10月～3月）
茅材や杉皮材などの購入
- ・仮設足場設置（1月～3月）
外部足場や軒足場などの設置

【令和4年度】（時期は予定）

- ・屋根葺き替え工事（4月～10月）
既存茅解体・調査～下揃え～茅葺～棟揃え～刈込～手直し
- ・屋根葺き替え工事見学会（7月～8月）
市民を対象とした見学会および周辺の小中学校を対象とした見学会を実施
- ・仮設足場解体（10月）
足場の解体

【年度ごとの目標達成の数値化（スマールステップの具体的な目標とプロセス評価）】

令和3年度 目標	屋根葺き替え工事の施工業者を5月までに決定し、設計委託を9月までに、仮設足場設置および茅材等購入を10月から3月までの間に行う。また、旧吉野家住宅の活用策についても検討する。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%				30	70		
評価	年度別評価						
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【4】	施策名	2 文化・芸術活動の振興	
推進プラン柱 【2】	提 言 (4) 2	提言内容	情操教育の推進
主管課名	社会教育課	事業名	○芸術文化祭の開催

【事業の目的】

- 市内で活動している文化芸術的な団体に発表の場を設け、市民には気軽に芸術に触れられる機会として、文化芸術に対する関心を高める。

【事業内容】

- ・ 10月から11月にかけて、市内外の施設を利用し展示・発表会形式の芸術文化祭を開催する。
- ・ 青梅市文化団体連盟に加入している20団体が、日頃研さんに励み習得した技術、作品を発表する。
- ・ 開催にあたっては、青梅市文化団体連盟に業務委託し、市内および市外の会場で文化祭として実施する。
- ・ 青梅市文化団体連盟加入団体
青梅市合唱連盟、青梅市書道連盟、青梅吟詠連盟、青梅三曲連盟、青梅市民舞踊連盟、青梅将棋連盟、青梅市華道会、青梅子ども音楽連盟、青梅民謡愛好連盟、青梅市フラダンス連盟、青梅秋香会、青梅市俳句連盟、日本棋院青梅支部、青梅市日本舞踊連盟、青梅美術協会、青梅短歌会、青梅奇術連盟、日本盆栽協会青梅支部、青梅茶道会、青梅市二胡連盟
- ・ 昨年実績
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市としての開催は中止。
新型コロナウイルス感染症等による影響がある場合は、事業実施方法等（オンライン開催を含む）についてその都度検討する。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	ポスター、チラシの配布先を現行の市内各施設に加え、市外施設にも拡大し周知に努め、前々年度を上回る観覧者数とする。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R3	R4	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【4】	施策名	2 文化・芸術活動の振興	
推進プラン柱 【2】	提 言 (4) 2	提言内容	情操教育の推進
主管課名	社会教育課	事業名	○芸術文化の奨励

【事業の目的】

- 芸術文化活動に優秀な業績をあげた市民および団体に、芸術文化奨励賞を交付し、市における芸術文化の振興と市民の豊かな情操の育成を図る。

【事業内容】

- 1 芸術文化活動に優秀な業績をあげた市民および団体に、芸術文化奨励賞を交付し、市における芸術文化の振興と市民の豊かな情操の育成を図る。令和2年9月2日から令和3年9月1日までの間で、芸術文化活動に優秀な業績をあげた市民を表彰する。
- 2 昭和58年度から始まった制度
 奨励賞は、芸術文化の活動において、次の各号のいずれかに該当する個人または団体に対して交付する。ただし、業として文化活動に携わるもの除外。
 - (1) 常に自己研さんにはげみ進歩が著しいと認められたもの
 - (2) 各種公募展、発表会等において優秀な実績をあげたもの
 - (3) その他青梅市長が交付を適当と認めるもの
- 3 芸術文化奨励賞表彰式
 12月

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	被表彰者が参加しやすい表彰式の日程を検討し、表彰式の出席率100%を目指す。また、推薦基準を様々な視点から検討し、日頃から青梅市の芸術文化の振興に尽力している市民の方など、新たな表彰対象者を掘り起こすことことで、表彰の裾野を前年度より広げることを目指す。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	年度別評価	○	◎				
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【4】	施策名	2 文化・芸術活動の振興	
推進プラン柱 【2】	提 言 (4) 2	提言内容	情操教育の推進
主管課名	文化課 (美術館)	事業名	○美術館特別展の開催

【事業の目的】

- 特別展を開催し、美術の振興を図る。

【事業内容】

1 特別展「明治水彩の隠れた巨匠—五百城文哉作品展」

水戸市立博物館が所蔵する五百城の風景画と、同館に寄託されている代表作である《高山植物写生図》（個人蔵）を借用し、一堂に紹介する展覧会を開催する。展覧会図録として水戸市立博物館作成の『やわらかな光と花に満ちた世界 五百城文哉の水彩画』と『五百城文哉 高山植物写生図』、当館作成の五百城文哉絵葉書8枚セットを特別販売し、来館者の満足を図ると共に収益を上げるように努める。

2 特別展「創立100周年記念 青梅信用金庫所蔵美術展」

青梅信用金庫創立100周年記念事業の一つとして、同金庫が所蔵する川合玉堂、東山魁夷、前田青邨、高山辰雄等による日本画の名品を紹介する展覧会を開催する。

【事業経過等】

特別展は、近年、子ども主体のものと大人主体のものを隔年で行うことで全体のバランスを取り、幅広い来館者の獲得を目指すことを基本に企画している。令和元年度に実施した特別展「中島潔 新しい風—希望 明日へ生きる—」では、目標4,600人に対して、14%増の5,266人の入館者数があり、入館者数の増加は物販の好調にもつながった。令和2年度に予定した特別展「明治水彩の隠れた巨匠—五百城文哉作品展」は新型コロナウイルス感染対策として臨時休館したため開催することが出来なかった。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	特別展「明治水彩の隠れた巨匠—五百城文哉作品展」を開催する。 来館者数2,500人以上を目標とする。 特別展「創立100周年記念 青梅信用金庫所蔵美術展」を開催する。 来館者数3,500人以上を目標とする。							
	年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間								
年度別仕事量%	100	100	100	100				
評価	年度別評価	◎	◎					
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【4】	施策名	2 文化・芸術活動の振興	
推進プラン柱 【2】	提 言 (4) 2	提言内容	情操教育の推進
主管課名	文化課 (美術館)	事業名	○学校教育との連携

【事業の目的】

- 市内小学校と連携し、子供たちの美術作品の発表の場を提供することによって、多くの市民が美術に接する機会を増やし、美術への関心を高める。

【事業内容】

- 1 共催展「青梅市小学校造形作品展」
市内小学校の図画工作科作品を展示する。
事業目的の達成のため、観覧料は無料とする。
- 2 共催展「アートビューアイジング西多摩2021－開花するアート」
関連イベントとして西多摩地域の小学校の美術鑑賞教室やアーティスト交流授業(出前授業)、交流授業を実施した学校の児童の図画工作科作品の展示等を行う。
事業目的の達成のため、土日祝日の小中学生の観覧料は無料とする。

【事業経過等】

平成22年度から小学校造形作品展を開催してきた。平成24年度から平成28年度までは、小学校造形作品展に中学生の選抜作品も展示した。小学校造形作品展には、2日間の開催で例年約3千人の来館者が訪れる。

来館者の多くは、展示された児童の両親、祖父母、友人等であるが、地域の方が関心を持ち、来館者数が増加するよう広報に努める。

令和元年度から開始した、西多摩各地に在住・在勤等の芸術家による隔年実施の展覧会「アートビューアイジング西多摩2019」では、土日祝日は小・中学生の観覧料を無料とした。また、市内小学校の鑑賞教室や出前授業等実施することで、参加作家およびアート団体と学校教育との交流を行った。

令和2年度に予定した小学校造形作品展については、新型コロナウイルス感染症による影響から、開催することが出来なかった。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	市内小学校または西多摩地域の小学校と連携し、美術作品の発表の場の提供、鑑賞教室や出前授業による美術への関心を高めるとともに、展示された児童の保護者等をはじめ、児童作品に興味を持つ多くの方に来館いただけるよう展覧会を開催する。小学校展の来館者数3,000人以上、アートビューアイジング西多摩展の来館者数1,800人以上を目標とする。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【4】	施策名	3 文化施設の環境整備	
推進プラン柱 【】	提 言 ()	提言内容	
主管課名	文化課	事業名	○美術館と郷土博物館の複合化の検討

【事業の目的】

- 青梅市公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの再編に関する基本的な方針にもとづき、青梅市立美術館および青梅市郷土博物館の複合化に関する検討を行う。

【事業内容】

青梅市美術館等複合化検討委員会を開催し、美術館と郷土博物館の複合化の検討を行う。

【事業経過】

平成29年3月に策定された「青梅市公共施設再編計画」の中で、郷土博物館と美術館は、(仮称)新市民ホールの中に展示機能を移設する予定だったが、計画の見直しにより、美術館と郷土博物館の複合化を検討することとなった。

平成30年度は、文化課内で美術館と郷土博物館の現状や課題を整理し、検討案を作成し、美術館運営委員会および文化財保護審議会等への説明を行い、各委員から意見をいただいた。また、青梅市美術館等複合化検討委員会設置要綱を制定した。

平成31年度は、青梅市美術館等複合化検討委員会を合計5回開催した。あわせて検討委員会委員による、美術館と博物館の複合施設として運営する富岡市立美術博物館への現地視察を行った。また、青梅市美術館運営委員会、青梅市文化財保護審議会および運営委員会・審議会合同会議を開催し、複合化検討に関する協議を行った。

また、令和2年2月の第12回青梅市教育委員会(臨時会)において、検討の進捗状況について報告を行った。

令和2年度は、第1回青梅市美術館運営委員会および第1回青梅市文化財保護審議会において、昨年度までの複合化検討状況についての報告を行った。検討委員会については、新型コロナウイルス感染防止対策として会議を開催できなかった。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	令和2年度をもって検討委員会としての検討結果を報告するとしていたが、検討を進める中で、検討委員会等では、両施設の複合化について、現状のままでは難しいといった意見があることから、今後取り組むべき課題について引き続き検討を進める。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【4】	施策名	3 文化施設の環境整備	
推進プラン柱 【 】	提 言 ()	提言内容	
主管課名	文化課	事業名	○吉川英治記念館の運営

【事業の目的】

- 名誉市民である吉川英治の功績を次世代に継承するとともに、市民の文化の向上および地域の活性化に寄与する。

【事業内容】

指定管理者制度を活用し、民間事業者による効率的かつ効果的な記念館運営を行うとともに、周辺の文化施設や観光施設と連携した事業に取り組み、来館者の増加に結び付ける。吉川英治記念館の主屋などを活用した、様々なイベントを実施するとともに、年4回の季節展示を開催することで、リピーターの増加につなげる。

1 スポットイベント

主屋でのミニコンサートをはじめ、ヨガイベントや落語会、親子おはなし会などを年間を通して実施する。

2 シーズンイベント

秋のライトアップイベントや春のスタンプラリーなど、観光客が多く訪れるシーズンに近隣の文化施設やN P O団体等との連携イベントを実施する。

3 季節展示

・春季展示「吉川英治の書簡展」（4月3日～6月27日）

吉川英治記念館が所蔵する資料の中から直筆の書簡を展示し、同時期に活躍した作家や画家、著名人との交友関係を紹介する。

・夏季展示「著名作家の直筆原稿展」（7月3日～9月26日）

市が所蔵する著名作家の直筆原稿と人気ゲームとのタイアップ展示を行う。

・市制施行70周年記念秋季展示「『新・平家物語』の世界」

（10月2日～12月26日）

市制施行当時、吉野村で執筆された『新・平家物語』に関する原稿や挿絵、特装本等を展示し、その魅力を紹介する。

・市制施行70周年記念新春展示「市民所蔵の吉川英治作品展」

（1月4日～3月27日）

市民が所蔵する吉川英治作品や関連資料を募集し、展示する。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	毎月開催するスポットイベントや年6回のシーズンイベント、年4回の季節展示を実施することで、令和3年度の目標入館者数17,000人を目指す。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%			100	100			
評価	年度別評価						
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【5】	施策名	1 将来を見通した教育施策の推進	
推進プラン柱 【】	提 言 ()	提言内容	
主管課名	教育総務課	事業名	○「総合教育会議」による市長部局との連携

【事業の目的】

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成27年4月1日に施行され、青梅市においても「総合教育会議」を設置した。
 「総合教育会議」において、市長と教育委員会が、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童、生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置について、協議・調整することにより、市長部局と教育委員会の相互の連携を強化し、教育施策の方向性を共有し、一致して推進する。

【事業内容】

「総合教育会議」において、青梅市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、目標や施策の根本となる「青梅市教育大綱」を協議し策定した。

この「青梅市教育大綱」にもとづき、市長部局と教育委員会が相互に連携を図り、教育施策を推進する。

また、総合教育会議において、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行う。

【青梅市教育大綱】

青梅市教育大綱は、平成27年4月1日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定にもとづき「青梅市総合教育会議」における協議を踏まえ平成27年10月に策定した。

青梅市の実情に応じ、青梅市の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、目標や施策の根本となる方針を定めるものである。

「第6次青梅市総合長期計画」が定める10のまちづくりの基本方向のうち、「第3章次代を担う子どもをみんなで育むまち」と「第4章文化・交流活動がいきづくまち」およびそれ以外の章における教育大綱へ位置づけるべき施策分野、基本施策を「みんなが誇れる青梅の教育に向けて」としてまとめ、「青梅市教育大綱」とした。

平成29年3月に「第6次青梅市総合長期計画」の改訂内容を反映し、青梅市教育大綱を改訂した。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	「総合教育会議」において、重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行い、教育施策の方向性を共有し、市長部局との連携の強化を図る。年に2回開催し、必要に応じて臨時の会議を実施する。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	100	100	100				
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【5】	施策名	2 社会に開かれた学校づくりの推進	
推進プラン柱 【4】	提 言 (1) 3	提言内容	保護者・地域住民の参画の充実
主管課名	指導室	事業名	○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入

【事業の目的】

- 学校だけでは対応できない、複雑化・多様化する環境や課題について、地域と一体となって学校運営を行うことで、解決を図っていくために、コミュニティ・スクールの導入について検討する。

【事業内容】

1 青梅型コミュニティ・スクールの導入

- (1) 令和2年度に設置したコミュニティ・スクール導入検討委員会を中心に、子供・保護者・先生・地域にとって、期待できる様々な効果を明確にした上で、市内全校（東小中学校を除く）の導入に向けた準備を行う。
- (2) 令和3年度は、市内1つの中学校をパイロット校として指名し、地域との連携を踏まえ、コミュニティ・スクールについて研究、実践する。

2 青梅型コミュニティ・スクールの設置

- (1) 令和3年度から令和5年度までの3年間をかけて全校（東小中学校を除く）への導入をすすめる。
- (2) 学校運営連絡協議会や学校関係者評価委員など、既存の組織を活用し、学校運営協議会を設置する。
- (3) 中学校ごとの実態（立地など）に応じた運営を行う。

3 理解啓発、研修等

- (1) 地域や保護者に対する理解推進のための研修等
- (2) 校長会等における青梅学に関する対策の周知徹底
- (3) 令和3年度パイロット校との定期的な情報共有

【年度ごとの目標達成の数値化（スマールステップの具体的な目標とプロセス評価）】

令和3年度 目標	令和3年度 パイロット校1校（1つの中学校区）による実践検証。 市内全校へ、パイロット校の情報提供をするとともに、推進校2校～3校を選定。						
	参考：令和4年度 推進校2校～3校（2～3の中学校区）による実践検証。 令和5年度 発生率を全国平均以下に、学校復帰率を全国平均以上にする。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年 度 別 事 量 %				4 0	3 0	3 0	
評 価	年度別評価						
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【5】	施策名	4 安全・安心な学校づくりの推進	
推進プラン柱 【4】	提 言 (4) 2	提言内容	施設面からの安全対策の推進
主管課名	学務課	事業名	○登下校区域防犯カメラの増設による 防犯対策の充実

【事業の目的】

- 小学校の登下校区域に防犯カメラを増設することにより、児童・生徒の安全確保と犯罪の未然防止に努めるとともに、学校と地域等が連携して行う登下校時の見守り活動を補完し、学校、家庭および地域の関連機関・団体が相互に連携した安全・安心な学校を実現する。

【事業内容】

登下校時の登下校区域の安全については、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業などを実施し登下校区域の安全確保に取り組んできたが、依然として児童・生徒が被害に遭う事件・事故が発生し、更なる安全の確保が喫緊の課題となっていることから、学校と地域等が連携して行う登下校時の見守り活動を補完し、登下校区域の安全対策を更に強化するため、東京都登下校区域防犯設備整備補助事業を活用し、令和元年度から令和3年度までの3年間で、市立小学校（東小を除く）の登下校区域に防犯カメラ（1校当たり5台）を、計画的に増設する。

元年度 6校 2年度 5校 3年度 5校

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	登下校区域における安全管理および安全確保の充実を図るために、小学校5校の登下校区域防犯カメラの設置を計画的に実施し、防犯カメラの適切な運用を行う。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%		40	30	30			
評価	年度別評価	◎					
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【5】	施策名	4 安全・安心な学校づくりの推進		
推進プラン柱 【4】	提 言 (4) 1	提言内容	家庭・学校・地域の連携による安全への取組の推進	
主管課名	教育総務課	事業名	○スクールガード・リーダーとの連携	

【事業の目的】

- 学校や通学路における事件・事故が大きな問題となっている近年の状況を踏まえ、子供たちが安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における子供の安全確保を図るため、学校、家庭および地域の関連機関・団体が連携し、学校の安全管理に関する取組を推進する。

保護者、地域住民等の「地域の力」を活用し、登下校時や放課後、休日の子供たちの安全確保を図るため、各小学校に保護者、地域住民等で組織する「子ども安全ボランティア」を立ち上げ、有効に機能するようスクールガード・リーダーを活用し、子どもも安全ボランティアを養成し、活動を支援する。

【事業内容】

安全・安心な学校づくりの推進に向け、子ども安全ボランティアを組織し、スクールガード・リーダーを指導者に、通学路等の地域巡回指導を実施する。平成17年度から国の委託事業として「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」として始まり、平成22年度から補助事業に変更された。警察官OBをスクールガード・リーダーに委嘱し、警察官の視点から効果的なパトロール活動の在り方や、スクールガードに対する指導および助言を行う。

- 地域巡回指導

スクールガード（子ども安全ボランティア）が実施するパトロールについて、スクールガード・リーダーが同行し、スクールガードに対して、次のような指導・助言を行う。

 - ・通学路や学校周辺道路、遊び場所の中で、どこが危険かなどの具体的な指摘
 - ・パトロールコースの効果的な順路の伝授
- スクールガード・リーダーは、1校につき年4回、パトロールに同行する。
- 委嘱するスクールガード・リーダーは7人とし、担当校の割振りは次のとおり。
 担当校 ① 第五小・第六小 ② 第二小・友田小 ③ 第一小・第四小
 ④ 第七小・成木小 ⑤ 第三小・霞台小・吹上小 ⑥ 河辺小・新町小・若草小
 ⑦ 今井小・藤橋小

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態宣言により、令和2年度は、スクールガードによるパトロール数が半減した。令和3年度においても、可能な範囲での活動としながらも、十分に感染症対策を講じたうえで、子供たちの安全確保に取り組む。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【5】	施策名	4 安全・安心な学校づくりの推進	
推進プラン柱 【4】	提 言 (4) 1	提言内容	家庭・学校・地域の連携による安全への取組の推進
主管課名	教育総務課	事業名	○「青梅子ども110番の家」の運用

【事業の目的】

- 子供が身の危険を感じたときに、助けを求めるこことできる緊急避難場所として、地域の住宅や商店等を「青梅子ども110番の家」に指定し、運用することにより、防犯体制の強化、市民の防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの安全・安心なまちづくりを推進し、子供たちを犯罪から守る。

【事業内容】

1 青梅子ども110番の家

子供が身の危険を感じたときに、助けを求めるこことできる緊急避難場所として、地域の住宅や商店等を「青梅子ども110番の家」に指定し、避難してきた子供を保護するとともに、110番通報等の措置を講じてもらう。

緊急避難場所の目印として、黄色い表示旗を配付し、玄関先等、子供たちが見やすいところへ掲示してもらう。

2 登録

平成17年度から「青梅子ども110番の家」の事業を実施し、令和元年度末で2,126件の登録があり、協力をいただいている。

登録は、小学校新1年生の保護者への依頼、教育委員会のホームページおよび広報おうめにより事業を周知し、登録承諾書を教育委員会へ提出してもらい、登録を受け付け、表示旗を配付する。（登録承諾書は、教育委員会のホームページからもダウンロードできる。）

3 協力者への対応

協力者へ「青梅子ども110番の家」対応マニュアルを配付し、子供を保護した場合の対応方法を周知し、対応をお願いしている。また、3年毎に駆け込み事例等のアンケート調査を実施しており、令和2年度のアンケート調査結果では、本事業が犯罪の未然防止、見守り活動に役立っているとの意見を多数いただいた。

また、希望者に経年劣化等した表示旗の交換を随時行う。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	令和2年度の登録者アンケート実施に伴い、60件程度の登録解除申し出があつたため、広報おうめ等のほか各小中学校にも登録依頼をする。また、新型コロナ感染症の影響で実施できなかつた110番の家への駆け込み訓練も状況を見ながら実施の検討を行う。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	◎	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【5】	施策名	4 安全・安心な学校づくりの推進	
推進プラン柱 【4】	提 言 (4) 1	提言内容	家庭・学校・地域の連携による安全への取組の推進
主管課名	教育総務課	事業名	○青色防犯パトロールカーによる防犯パトロールの推進

【事業の目的】

- 教育委員会および市立小中学校に配置する専用車に青色回転灯を装着し、青色防犯パトロールカーとして運用し、通学路等における子供たちの安全確保と犯罪の未然防止を図るため防犯パトロールを実施することにより、学校、家庭および地域の関連機関・団体が連携した地域ぐるみの安全・安心なまちづくりを推進する。

【事業内容】

- 1 小学校 3 校、中学校 10 校および教育委員会に配置する専用車 16 台に青色回転灯を装備し、警視庁へ団体および車両（青色防犯パトロールカー）ならびにパトロール実施者の登録を行い、青色防犯パトロールを実施する。また、新たにパトロール実施者証の交付を受けた者に対し、実施者講習会を実施する。
- 2 各学校において、学校、家庭、地域の関連団体等と連携し、下校時や放課後に学校周辺や通学路で、青色防犯パトロールカーによる防犯パトロールを実施する。また、26 校の学校業務職員が、一斉青色防犯パトロールを定期的に実施する。
- 3 不審者情報が発信された場合には、状況により現場近隣の学校を中心に青色防犯パトロールを実施する。

【事業経過】

H19. 9. 1 青色防犯パトロール運用開始。小学校 3 校、中学校 1 校（五小、六小、七小、七中）、教育委員会事務局 4 台（施設課 2 台、指導室、社会教育課）の車両に青色回転灯を装着。パトロール実施者証交付。

H20. 9. 9 中学校へ車両 9 台が配置されたことに伴い、青パトを追加申請。学校車両 13 台となる。

H20. 9. 30 「青梅市教育委員会青色防犯パトロールカー貸出に関する規則」制定。

H20. 10. 1 「青梅市教育委員会青色防犯パトロールカーによる防犯パトロール運用基準」制定。

毎年度、学校および事務局の異動等により実施者変更届出を行っている。

※ 保有台数 16 台（小・中学校 13 台、教育総務課 2 台、社会教育課 1 台）

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和 3 年度 目標	各学校において、随时、青色防犯パトロールカーによる防犯パトロールを実施するとともに、学校業務職員による一斉青色防犯パトロールを定期的に実施し、子供たちの安全確保と犯罪の未然防止を図る。今後は、不審者情報による各学校へのパトロール要請の実施を検討する。また、年間パトロール実施数を延べ 500 回以上実施する。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	100	100	100	100			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【5】	施策名	5 学校給食の充実	
推進プラン柱 【2】	提 言 (4) 3	提言内容	健康・安全教育の推進
主管課名	学校給食センター	事業名	○学校と連携した食育の推進と食に関する指導の充実

【事業の目的】

- 『健康・体力向上推進委員会』における食育リーダーや給食担当者と連携を図り食育を推進するとともに、学校給食センターの栄養士や調理員が学校を訪問し、食に関する指導の充実を図る。

【事業内容】

1 『健康・体力向上推進委員会』への参加

学校給食センターの栄養士が『健康・体力推進委員会』に参加し、学校の食育への取り組みについて状況を確認するとともに情報交換を行うことにより、食育の推進を図る。

2 学校給食センター栄養士による食育授業の実施

学校給食センターの栄養士が、総合的な学習の時間等に学級担任等と連携し、学校給食や生活習慣等を教材とした食に関する授業を行い、食育の充実を図る。

3 給食担当者との連携

学校給食センターとの窓口となる給食担当者を各学校に置き、学校給食の円滑な運営を行うために担当者会議の開催もしくは文書により、全学校共通の認識を持つよう努める。また、栄養士の作成した献立案や学校給食全般について意見交換を行い、給食の充実を図る。

4 給食時間等を活用した食育の推進

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	食育リーダーおよび担任等と連携した、食に関する指導を実施する。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0			
評価	○	○					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【5】	施策名	5 学校給食の充実		
推進プラン柱 【2】	提 言 (4) 3	提言内容	健康・安全教育の推進	
主管課名	学校給食センター	事業名	○新学校給食センターの整備の推進	

【事業の目的】

- 学校給食センター施設整備基本計画にもとづき、新学校給食センター整備事業を具体的に推進する。

【事業内容】

新学校給食センター整備事業者の選定

(1) 実施方針等の策定

整備事業の基本方針や事業者選定方法を定めた実施方針や市が事業者に要求するサービス水準を定めた要求水準書の策定を行う。

(2) 募集要項等の作成

整備事業者を審査・決定するため、応募者の参加資格や審査方法に関する事項等について定めた募集要綱を策定する。

(3) 事業者の選定および契約の締結

整備事業応募者の審査を行い、整備事業者を決定し契約を行う。

【事業経過】

令和2年3月に「学校給食センター施設整備基本計画」を策定し、令和2年度は根ヶ布調理場の解体に向けた準備として、場内の調理機器と消火設備の撤去、変圧器内のP C B濃度分析調査を行った。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	新学校給食センター整備事業者を選定するための実施方針、要求水準書、募集要項等を策定し、整備事業者を決定して基本協定や諸契約を締結する。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%			1 0 0	1 0 0			
評価	年度別評価						
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【5】	施策名	5 学校給食の充実	
推進プラン柱 【2】	提 言 (4) 3	提言内容	健康・安全教育の推進
主管課名	学校給食センター	事業名	○学校給食費の未収金対策の推進

【事業の目的】

- 安定した学校給食の運営を実施するためには、学校給食費の確実な収納が必要であり、学校給食費の徴収・管理の透明性および公平性を確保するとともに、徹底した未収金対策を行う。

【事業内容】

1 学校給食費の徴収

学校給食費管理システムを活用し、学校給食費の徴収・管理にかかる一連の業務について効率的かつ円滑に事務を行う。

2 現年度分未収金対策

- (1) 学校給食費の管理に関する条例等の規定にもとづき、納期限までに学校給食費を納付しないときは督促状の送付を行い支払いを求める。
- (2) 生活保護および就学援助世帯については、担当課と連携し、代理納付制度を活用した学校給食費の徴収を行う。
- (3) 学校給食費の納入が困難である保護者に対し、児童手当を充当する申出書の提出を求める。
- (4) 未収金の解消ができない場合は、催告書の送付を行うとともに電話による催告を行い、支払いを求める。

3 過年度分未収金対策

過年度分の未収金については、債権回収委託契約を弁護士との間に締結し、弁護士から支払いを求める。また、弁護士からの支払いの求めに応じない場合は、法的措置を検討する。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	円滑かつ効率的な学校給食費の徴収・管理および徹底した未収金対策の実施。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%				100			
評価	年度別評価						
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【5】	施策名	10 学校教育施設の環境整備	
推進プラン柱 【4】	提 言 (4) 3	提言内容	校舎・施設・設備等の安全確保の推進
主管課名	教育総務課	事業名	○小・中学校トイレ改修工事の実施

【事業の目的】

第6次総合長期計画実施計画および令和2年度に策定した学校施設個別計画にもとづき、老朽化するトイレの施設整備を行い、設備の快適性や機能向上を図るため、改築した第二小を除く小・中学校25校の校舎のトイレ改修工事等を実施する。

【事業内容】

文部科学省の「学校施設環境改善交付金」および東京都の「防災機能強化のための公立学校施設トイレ整備支援事業」(令和2年度まで)を活用し、小・中学校25校のトイレの改修工事を実施する。

平成27年度から令和2年度までに小学校10校、中学校7校の設計、小学校7校、中学校6校の工事を実施した。

令和元年度以降、令和7年度までに小・中学校25校のトイレ改修工事を完了する計画としていたが、教育環境の早期改善のため、完了年度を2年前倒しし、令和5年度とした。

【備 考】

小・中学校トイレ改修工事の実施予定（改築した第二小を除く25校）

年度	工事実施(予定) 校
27	小学校3校設計
29	小学校3校工事、小・中学校5校設計（小3校、中2校）
30	小・中学校2校工事（小1校、中1校）、中学校1校設計（中1校）
元	小・中学校4校工事（小2校、中2校）、小・中学校4校設計（小1校、中3校）
2	小・中学校4校工事（小1校、中3校）、小・中学校4校設計（小3校、中1校）
3	小・中学校4校工事（小3校、中1校）、小・中学校4校設計（小2校、中2校）
4	小・中学校4校工事（小2校、中2校）、小・中学校4校設計（小3校、中1校）
5	小・中学校4校工事（小3校、中1校）

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	小・中学校4校（河辺小、若草小、霞台小、新町中）のトイレ改修工事、小・中学校4校（友田小、藤橋小、西中、泉中）のトイレ改修設計を実施する。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%	7	16	16	16	16	13	
評価	○	◎					
事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【5】	施策名	10 学校教育施設の環境整備		
推進プラン柱 【4】	提 言 (4) 3	提言内容	校舎・施設・設備等の安全確保の推進	
主管課名	教育総務課	事業名	○小・中学校特別教室等空調整備工事の実施	

【事業の目的】

- 小・中学校 P T A 等からの要望および令和 2 年度に策定した青梅市学校施設個別計画にもとづき、小・中学校 25 校（第二小学校除く）の空調機が設置されていない特別教室の中で利用頻度、夏季期間の室温等を調査し、計画的、段階的に空調機が必要となる特別教室に空調機を整備し、教育環境の改善を図る。また保健室、職員室等の管理諸室の空調機が老朽化しているため、空調機の更新を行う。

【事業内容】

小・中学校の特別教室は、小・中学校に利用頻度等を調査し、小・中学校と協議しながら、空調機を必要とする特別教室に整備する。

空調機整備工事は、計画的に令和 2 年度に小学校 6 校、令和 3 年度に小学校 7 校、令和 4 年度に小・中学校 6 校、令和 5 年度に中学校 6 校に実施する。

小・中学校 25 校で実施している暖房用ボイラーは、空調機整備が完了した小・中学校から、空調機で冷暖房を実施するため見直しを行っていく。

【備 考】

小・中学校特別教室等空調機整備工事の実施予定（改築した第二小を除く 25 校）

年度	工事実施(予定) 校
元	小学校特別教室等空調機整備設計委託（小学校 9 校）
2	小学校特別教室等空調機整備設計委託（小学校 6 校） 小学校特別教室等空調機整備工事（小学校 6 校）
3	中学校特別教室等空調機整備設計委託（中学校 4 校） 小学校特別教室等空調機整備工事（小学校 7 校）
4	中学校特別教室等空調機整備設計委託（中学校 6 校） 小・中学校特別教室等空調機整備工事（小学校 2 校、中学校 4 校）
5	中学校特別教室等空調機整備工事（中学校 6 校）

【年度ごとの目標達成の数値化（スマールステップの具体的な目標とプロセス評価）】

令和 3 年度 目標	小学校 7 校に特別教室等空調設備整備工事を実施および小中学校 4 校の特別教室等空調機整備設計委託を実施する。 令和 4 年度に特別教室等空調機整備設計委託を実施する予定の中学校 6 校に、空調機を必要とする特別教室の調査を実施する。						
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%		7	24	26	24	19	
評価	年度別評価	○					
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【5】	施策名	10 学校教育施設の環境整備	
推進プラン柱 【4】	提 言 (4) 3	提言内容	校舎・施設・設備等の安全確保の推進
主管課名	教育総務課	事業名	○小・中学校個別施設計画の推進

【事業の目的】

- 青梅市公共施設再編計画を踏まえ、集約化・複合化・児童生徒数や適正学級数など学校施設のあり方について検討し、学校個別の中長期的な施設の改築、長寿命化改修および維持管理等に係るコストの縮減及び予算の平準化を図る計画を令和2年度に策定した。この計画にもとづき、トイレ改修、空調機設置工事等の事業を推進し、教育環境の向上と安全で安心できる教育施設を目指す。

【事業内容】

青梅市の小・中学校 25 校は、昭和40年代から50年代にかけて建築され、老朽化にともない、今後10～20年間に、改築等に多額の費用を要する。

そのため、学校施設の老朽化状況の実態、今後の維持・更新のコストを明らかにし、学校個別施設計画を策定するため検討し、現状を確認する。

現状の確認後、学校個別の改築または長寿命化改修、目標使用年数や改修周期の設定等の基本的な方針、学校施設の規模・配置計画の方針等を検討し、コストの削減および予算の平準化を図り、学校の機能・性能を確保するための学校個別施設計画を令和2年度までに策定した。

令和3年以降は、工事を実施するとともに（仮）あり方検討委員会を設置し、具体的な学校施設のあり方を検討していく。

【備 考】

学校個別施設計画の策定

実施（予定）年度	実施（予定）
30～2	学校施設の老朽化調査、学校施設個別計画の検討、策定
3～5	空調工事、トイレ工事の実施、外壁工事等の実施
3～7	非構造部材耐震化工事の実施
3～13	外壁工事等の実施
3～	あり方検討委員会の設置準備

【年度ごとの目標達成の数値化（スマールステップの具体的な目標とプロセス評価）】

令和3年度 目標	空調、トイレ工事の実施、あり方検討委員会の設置内容の検討						
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事業期間							
年度別仕事量%				100			
評価	年度別評価						
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

基本方針 【5】	施策名	11 教育委員会の機能の充実	
推進プラン柱 【 】	提 言 ()	提言内容	
主管課名	教育総務課	事業名	○教育に関する事務の管理・執行の状況の点検および評価の実施

【事業の目的】

- 教育施策や事務事業の取組状況について点検および評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
また、点検および評価の結果に関する報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、公表することにより、市民に対する行政の透明性の確保と説明責任を果たし、教育行政への理解を図る。

【事業内容】

- 1 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成19年6月に公布され、新たに法第27条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。このため、平成20年4月1日から、毎年、その権限に属する事務の管理および執行の状況について点検および評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられたことから、教育委員会の事務点検および評価を実施する。
- 2 点検および評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る。
- 3 点検および評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し青梅市議会へ提出するとともに、これを公表する。
- 4 事務点検および評価の結果を、今後の教育目標や基本方針等の策定、その他事務事業の改善等に活用する。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	報告書の内容は、表現を具体的にするなどしたが、有識者等の指摘もあり、レイアウトや評価方法等も再考し、点検および評価を実施する。							
	年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間								
年度別仕事量%	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0				
評価	年度別評価	○	○					
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)							

基本方針 【5】	施策名	11 教育委員会の機能の充実	
推進プラン柱 【 】	提 言 ()	提言内容	
主管課名	教育総務課	事業名	○オンライン化への対応

【事業の目的】

- 新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン化の対応が求められている中、教育委員会における各種会議や講演会等の行事についてもオンラインの活用が図れるよう機器の充実や環境整備、運用方法の確立など、必要な場面でオンライン化の充実を図る。

【事業内容】

オンライン化に必要な機器の充実や環境整備等を、市長部局と連携しながら推進するとともに、教育委員会にかかる会議のオンライン化については、開催方法や運用方法等の一定のルール化や規制等に関する理解等、関係職員それぞれの習熟度を図り、可能な範囲での会議の開催などの実現を目指す。

また、文化施設等におけるインターネットを利用した施設案内や展覧会情報、収蔵品紹介については、教育委員会ホームページや他のサイトの活用を継続しつつ、著作権等といった様々な規制に慎重に対応しながら、今後のオンライン化へ向けた研究を継続する。

【年度ごとの目標達成の数値化(スマールステップの具体的な目標とプロセス評価)】

令和3年度 目標	他団体主催のオンライン会議等に積極的に参加するとともに、主催者としてのオンライン会議の開催や講演会等のリモート開催を可能な範囲で実施する。						
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	長期継続
事 業 期 間							
年度別仕事量%				100			
評価	年度別評価						
	事業期間総合評価 (最終年度のみ記入)						

V 青梅市教育推進プラン 有識者からの提言

第1章 「青梅市教育推進プラン」の基本的な考え方

- 1 策定の目的
- 2 施策化の方針
- 3 青梅市教育委員会が育成を目指す子ども像
- 4 青梅市の地域的・歴史的な特徴
- 5 家庭・学校・地域の新たな連携
- 6 4本の柱の策定
- 7 4本の柱の骨子
- 8 構想図

第2章 「青梅市教育推進プラン」における提言

1 提言内容

柱1：国際化時代を生きるために

- (1) 人権尊重の精神をはぐくむ
- (2) 環境を大切にする態度を培う
- (3) コミュニケーション能力を育成する
- (4) 国際性をはぐくむ
- (5) 情報活用能力を育成する

柱2：社会のよき形成者となるために

- (1) 公共心をはぐくむ
- (2) 豊かな言語感覚や言語能力を育成する
- (3) 自ら学び、自ら考える力を育成する
- (4) 心とからだの健康をはぐくむ
- (5) 望ましい勤労観や職業観をはぐくむ
- (6) 障害のある児童・生徒の個性や能力を伸ばす

柱3：青梅の将来を担うために

- (1) 郷土愛をはぐくむ
- (2) 地域に貢献する人材を育成する
- (3) 学校に対する愛着をはぐくむ
- (4) 青梅の自然に対する愛着をはぐくむ

柱4：教育の質を高めるために

- (1) 学校の経営力の向上を図る
- (2) 教員の資質向上を図る
- (3) 家庭教育への支援を図る
- (4) 安全・安心な学校づくりの推進を図る

<参考>

1 青梅市における特色ある施策の取組

- (1) 心の教育の推進
- (2) 個を伸ばす指導の充実
- (3) 健康・体力づくりの推進
- (4) 読書活動の推進
- (5) 情報教育の推進
- (6) 特別支援教育の展開に向けた取組の推進
- (7) 教育相談体制の充実
- (8) 安全・安心な学校づくりの推進
- (9) 青少年の健全育成の推進
- (10) 家庭教育への支援
- (11) 図書館の整備および読書活動等の推進
- (12) 国際性をはぐくむ教育の推進
- (13) 心と体の健康をはぐくむ
- (14) 学校教育との連携の推進

2 その他の教育施策に関する基本的な考え方

- (1) 学校選択制についての基本的な考え方
- (2) 二学期制についての基本的な考え方

3 青梅市教育推進プランの体系

<資料>

- 1 検討委員会設置要綱
- 2 検討経過
- 3 検討委員名簿
- 4 教育推進プラン（改訂案）に対する市民の意見と意見の反映
- 5 用語解説

※ 本文中に＊印が付いている単語について解説しています。

第1章 「青梅市教育推進プラン（改訂版）」の基本的な考え方

1 策定の目的

青梅市教育委員会では、平成19年3月、青梅市総合長期計画（後期基本計画）の策定に合わせて、青梅市の今後の教育の方向性を示す「青梅市教育推進プラン」を策定し、教育改革を着実に推進してまいりました。

国におきましては、平成18年12月、制定から約60年ぶりに教育基本法が改正され、「公共の精神」の尊重や「豊かな人間性や創造性」「学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力」等が新たに規定されました。さらに、同法には、地方公共団体に対して教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「教育振興基本計画」を策定することが努力義務として規定されました。

今、東京都をはじめ、数多くの地方自治体は、この法律にもとづき、教育に関する新たな計画を策定し、あるいは改正し教育活動を推進しています。

東京都は、平成20年5月に「東京都教育ビジョン（第2次）」を策定し、12の方向性と27の提言を示し、21世紀を担う子どもの育成を目指して、家庭・学校・地域・社会の役割を明らかにしております。

青梅市におきましても、「青梅市教育推進プラン」の成果や「青梅市総合長期計画 実施計画書（平成22年度～24年度）」の内容を踏まえ「青梅市教育推進プラン（改訂版）」を策定いたしました。

変化の激しい現代社会では、将来を見通すことが難しい時代ですが、青梅市総合長期計画に掲げた都市像「豊かな自然、快適なくらし、ふれあいの街 青梅」の将来を担う子どもの健やかな成長を、市民のだれもが望んでおります。

そのためには、現代社会における教育の在り方を、たえず見直すとともに、青梅の恵まれた自然や歴史・伝統・文化を通して、またそれらを守り伝承する人々の心にふれる中で、青梅の子ども一人一人が、豊かな人間性をはぐくみ、社会の中で自立して生きていく力を身に付けていくことが必要です。

この推進プランでは、今の青梅の子どもが生きていく将来を見据えた上で、「国際化時代」を生きるために、「社会の形成者」となるために、「青梅の将来を担う」ために、はぐくんでほしいもの、身に付けてほしいものがどのようなことなのかを示し、そのためには、どのような教育が必要であるかを提言という形で示しています。

本推進プランの提言をより具現化し、着実に展開することが、青梅の将来を担う子どもの育成につながることととらえています。

具体的な目的は、次のとおりです。

- (1)青梅市教育委員会が育成を目指す子ども像に向けた教育の一層の充実・推進を図る。
- (2)青梅の豊かな自然や歴史とともに培ってきた伝統・文化を生かした教育の充実を図る。
- (3)家庭・学校・地域が新たな連携のもとに、一体となった教育施策の推進を図る。

このような目的を達成するためには、社会における教育環境の整備を図るとともに、家庭・学校・地域が一体となって信頼感を醸成し、協働していくことが大切です。

時代が変わっても変わることのない教育の本質を基盤とし、長い歴史の中で、豊かな自然環境と人情によって栄え、発展してきた青梅のよき伝統を現代に引継ぎ、今の時代の要請に応じた教育施策の在り方について示すことが、この推進プランの目的であるととらえています。

青梅市教育委員会では、義務教育を中心としたこの「青梅市教育推進プラン」を市民に示し、市民の理解と協力を得ながら適切な教育を展開していきます。

2 施策化の方針

この推進プラン（改訂版）は、従来から展開している施策の改善・充実や新たな課題への対応などから、早急に取り組むべき事業を重点施策として、平成23年度青梅市教育委員会の基本方針に位置付けて施策化を図ります。

それ以外の中長期的な取組が求められる施策については、社会状況や国の教育改革の動向を見極めた上で、本推進プランの考え方や提言にもとづいた具体的な施策を次期、総合長期計画等に位置付けて展開していきます。

3 青梅市教育委員会が育成を目指す子ども像

青梅市教育委員会では、教育目標の中に、次のような目指す子ども像を示しています。

[青梅市教育委員会教育目標]

青梅市教育委員会は、子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、郷土を愛する人間性豊かな市民として成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員としての自覚をもち、勤労と責任を重んじ、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育の充実、推進を図る。

また、学校教育および社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、自らの目標を目指して学び、互いに認め、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は活力ある地域の中で、家庭、学校および地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行うものであるとの認識に立って、すべての市民が教育に参加することを目指していく。

この教育目標に定めている子ども像は、子ども一人一人が自らの夢や目標に向かって努力し、自己実現を図ることのできる人間、また、自らを厳しく律するとともに、他者への思いやりの心をもち、様々な人々との交流などを通して豊かな人間関係を築くことのできる人間として成長していくことを目指しています。

また、青梅や日本の歴史・伝統・文化を尊重し、世界の中の日本人としての誇りと自覚をもって、社会の一員としての責任を果たし、社会に積極的に貢献していこうとする人間としての成長をも目指しています。

さらに、社会の変化が著しい時代にあって、自己の進路を切り拓いていく力の育成が求められています。

そのためには、直面する多様な課題の解決に向けて、社会情勢や社会環境から物事をとらえ、必要な情報を収集し活用するなど、自ら学び考えて行動していく力を身に付けていくことが必要です。学んだことを基盤に自らを高め、新たな時代の担い手としての素養である個性や創造性を發揮できる人間として成長していくことを目指しています。

このような子ども像は、保護者が望み、市民や社会が理想として掲げているものでもあります。

社会がどのように変化しようとも、こうした人間がいつの時代にも求められ、社会の一員として活躍することが期待されております。

「青梅市教育推進プラン（改訂版）」では、このようなことを踏まえ、未来を担う人間の育成を目指し、21世紀における学校教育および社会教育を推進します。

4 青梅の地域的・歴史的な特徴

（1）青梅の豊かな自然

青梅の西部や北部の丘陵地にスギやヒノキなどの植林地があり、南部の丘陵地には広葉樹林地があります。

また、青梅駅周辺から東部には、住宅地や農地が広がり、その中を多摩川・霞川が流れ、さらに丘陵地を流れる大小の支流などがあり、美しい自然に恵まれています。

この何気ない豊かな水や緑は、今日のわたしたちの生活に安らぎと潤いを与えてくれています。

近年の都市化の進展に伴い、環境に対する市民の意識や関心は、一層高まってきています。

将来の青梅を担う子どもには、この豊かな自然を守り、はぐくみ、引き継いでいくことの大切さを学ばせていくことが大切です。

そのためには、環境教育の充実はもとより、青梅の自然を生かした体験活動等を通して、環境に対する意識をより高め、自然環境を大切にする態度を培っていきます。

（2）青梅の歴史・伝統・文化

青梅は、西部にそびえる関東山地より流れ出た多摩川が形成した河岸段丘上や、市

内霞池を水源とする霞川流域などにおいて、縄文時代以前から人々の生活が営まれていました。

古代から中世にかけてこの地は、「そまほ 桧保」と呼ばれ、国府などへ山林資源を供給する地域としての重要な役割を担っていました。

そして、長い間、この地を支配し、経済力を蓄えた三田氏は、中央の文化を取り入れるとともに観音寺や武蔵御嶽神社に代表される市内の社寺の修理などを積極的に行い、これらは質の高い文化財として今日に伝えられています。

江戸時代、市域の大部分は、天領として幕府の直轄地となり、大消費地江戸を支える石灰、木材、炭、織物など様々な物資の集散地として繁栄しました。

同時に、江戸文化の中心をなした文人墨客が来青するなど、江戸との文化交流がさかんになり、郷土の文化人が輩出し、書画等の分野に優れた作品が残されています。

また、住吉神社の祭礼で演じられる祭り囃子も、江戸文化を象徴するもので、さまざまな江戸の文化を取り入れながら、町民文化が開花しました。

そして、現在も市内の各地域において、祭り囃子や獅子舞などが生活のなかに息づき、祭りや芸能を通じて地域の連携がはぐくまれ、今日なお伝統芸能として継承されています。

さらに、本市は、国宝「赤絲威鎧」、「円文螺鈿鏡鞍」をはじめとする多くの文化財に恵まれています。

教育委員会は、このような多くの貴重な文化財や伝統芸能の活用を、本市ならではの特色ある教育活動のひとつとして位置付け、これらを継承し、文化の発展へつなげ、子どもの郷土愛をはぐくんでいきます。

5 家庭・学校・地域の新たな連携

国際化、情報化、少子・高齢化などの急速な進展とともに、国民のニーズの多様化に伴う社会の変化が個性化・個別化などを推し進め、個性が尊重される中、社会性や人間関係の希薄化などが懸念されております。

このような社会の流れは、今の子どもを取り巻く家庭・学校・地域に、いじめや不登校などの従来からの課題に加えて、小学校に入学した1年生が集団生活になじめず、担任が学級運営に苦慮するという小1プロブレム*や、中学校に進学した1年生が中学校生活になじめずに不登校傾向をあらわすなどの中1ギャップ*、その他に、学力低下、規範意識の希薄化などの新たな課題も現れてきています。

これらの課題の解決に向けて総合的に取り組むためには、学校だけでなく、子どもの生活の基盤である家庭・地域等を含めて、それぞれの役割を再認識した上で、新たな連携の構築が求められています。

現在、青梅市では、家庭・学校・地域等の連携のもとに、「開かれた学校づくり」「特色ある学校づくり」を教育委員会の基本方針に位置付け、各学校において「学校運営連絡協議会*」を設置し、この連絡協議会を通じて、保護者や地域住民に対して、学校運営への参画を促進しています。

今後は、家庭・学校・地域等が互いの役割を明確にし、それぞれが責任を果たしていくとともに、共通の目標を掲げて、協働していく仕組みづくりが必要です。

学校は地域に開かれた学校づくりをより推進するとともに、家庭や地域から一層の信頼を得るために、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映し、各地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めることが大切です。

また、保護者や地域住民は、学校とともに我が子や地域の教育に対する責任を負うとの認識のもとに、学校運営に積極的に参画していくことが重要です。

さらに、小学校・中学校のPTA、地域にある青少年団体や関係諸機関なども同様に新たな連携づくりが必要となってきています

家庭・学校・地域は、教育委員会の目指す子ども像を共通の目標として、それぞれが主体的に協力し合って、子どもの教育にかかわっていく体制づくりを目指します。

【家庭・学校・地域の役割について】

このプランの中では、家庭・学校・地域の役割を次のようにとらえています。

(1) 家庭では

子どもの教育の原点は家庭です。特に、命の尊さを柱とした家庭教育は極めて重要です。また、家庭での子どもに対する基本的な生活習慣や礼儀等についてのしつけは、学校や地域、社会の中で生きていく土台となります。

そのため、保護者は子どもの教育を他人任せや学校任せにせず、子どもの教育に積極的にかかわるとともに、深い愛情をもち、良好な信頼関係の中で、子どもの豊かな人間性の基礎をはぐくんでいくことが求められます。

(2) 学校では

子どもは、学校生活の中で互いに切磋琢磨しながら、自立した人間として社会で活躍するために必要な知識や技能・態度を身に付けていくとともに、協調や競い合いの中で、人間関係づくりの基礎を学んでいきます。

そのため、学校では、子どもや保護者からの厚い信頼と尊敬を得た優れた教員による教育実践によって、生きる力の基盤となる基礎的・基本的な学力の定着化を図り、子ども一人一人の個性を伸長し、豊かな人間性をはぐくんでいくことが求められます。

(3) 地域では

子どもは、自分の家庭以外の社会を見たり、体験したりすることで、視野が広がり、社会を学んでいきます。また、保護者以外の大人とのかかわりを深める中で、社会性を身に付けていくとともに、地域の一員としての自覚が培われていきます。

そのため、地域の大人が日常的に子どもとのかかわり合いを深め、地域の活動を通して、子どもの社会性や責任感をはぐくんでいくことが求められます。

6 4本の柱の策定

国や東京都の教育改革の動向を注視し、青梅ならではの教育の在り方を示していくために、この推進プランの策定の目的を踏まえ、次のような考えのもとに柱の策定を進めました。

- (1) 今後さらに進展が予想される国際化時代に向けて、国際人としての人材育成を図る観点から、国際社会に求められる資質・能力を育成する教育の推進が必要であるととらえました。
- (2) 新しい社会を創造する人材の育成を図る観点から、第5期東京都生涯学習審議会答申にある「子ども・若者の次世代を担う力をはぐくむための教育施策」等を参考にし、社会生活を営んでいくための基礎・基本を身に付ける教育の推進が必要であるととらえました。
- (3) 青梅の将来を担う人材の育成を図る観点から、地域に根ざした教育の推進が必要であるととらえました。
- (4) 子どもの「人間力」の豊かな育成を図る観点から、平成17年10月に公表された中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する(答申)」を参考にし、学校の教育力や教員の力量を高めていく教育の推進が必要であるととらえました。

このような4つの観点にもとづく教育の在り方を、柱の策定の根幹に据え、その他に、毎年度、青梅市教育委員会が重点として基本方針に位置付けてきたねらいや施策等を踏まえた上で、次のとおり4本の柱を策定しました。

7 4本の柱の骨子

柱1 国際化時代を生きるために【グローバルスタンダード】 国際社会に生きるための資質や能力を育成する教育の推進

青梅市は、昭和40年にドイツのボッパルト市と姉妹都市提携を結び、両国市民の交流などを通して、国際化を視野に入れた施策を展開しています。

また、市民マラソンの草分け的な存在でもある「青梅マラソン」は、海外からの招待選手や他国からの参加選手による国際交流の場となっています。

今後さらに進展していく国際化時代の中では、豊かな人間関係を構築できる人材の育成が求められています。

人権感覚に優れ、国際社会にも通じるマナーと知識、コミュニケーション能力を身に付け、国際社会をリードする人材の育成、日本の伝統・文化を理解し、他の国の伝統・文化を尊重できる人材の育成などが重要なことから、このような柱を設定しました。

柱2 社会のよき形成者となるために【ナショナルスタンダード】

社会の一員としての基礎・基本を身に付ける教育の推進

青梅の長い歴史の中で培われてきた人情や思いやりの心などによって、豊かな人間関係が構築され、社会のよき形成者として、公共心や社会奉仕の精神などがはぐくまれてきました。

このような青梅の特色を子どもたちに継承していくとともに、社会の一員としての基礎・基本を身に付けていくために、自ら学び、自ら考える力の育成や心とからだの健康づくりに取り組んでいくことが必要です。

また、望ましい勤労観や職業観などをはぐくみ、社会の一員としての自覚を高めていくことが大切です。

家庭・学校・地域の連携のもとに、青梅の特色を次世代に継承し、社会のよき形成者となる人材の育成が重要なことから、このような柱を設定しました。

柱3 青梅の将来を担うために【ローカルスタンダード】

地域に根ざした教育の推進

青梅には、地域ごとに歴史・伝統・文化と豊かな自然があります。子どもにとって地域を学ぶことは、青梅の歴史を学ぶ上で欠かすことのできない重要な基盤です。

特に、伝統芸能である祭り囃子や獅子舞などは、青梅の文化を知る上で、貴重な財産です。これらを学び、伝承することは、今後の青梅の歴史を築き、文化を発展させることへつながり、ふるさと青梅に対する郷土愛をはぐくんでいくことになります。

郷土愛は、歴史ある青梅を根底から支える力となり、今後の繁栄と豊かな人間関係の礎となります。

このようなことから、郷土愛をはぐくむためには、地域に根ざした教育の推進が一層求められています。

また、青梅の豊かな自然は、青梅ならではのものであり、その恵みは、現在も人々の暮らしや心を支えています。青梅で学び、育っていく子どもに、自然の大切さを学ばせ、自然と共生していく態度や行動を身に付けさせることが重要です。

さらに、地域の一員としての自覚を高め、地域に貢献する人材の育成が求められていることから、このような柱を設定しました。

柱4 教育の質を高めるために

家庭・学校・地域の連携による教育の推進

上記の3つの柱を支えるためには、家庭、学校、地域がそれぞれ独自の機能を發揮し、調和を保ちながら連携を進めることが重要です。

義務教育の期間においては、家庭の教育力とともに、学校の教育力が問われます。家庭教育は、個に対する教育が主となります。社会教育は、日常生活が営まれる地域社会の中で、年齢など多様な子どもの自発的な参加によって進められます。

学校では、個に対する教育とともに、集団を通しての教育も行います。集団を通しての教育は、人との信頼関係や協調性などを高めていきます。この両方がバランスよく、そして教育の専門家である教員の力によって、質の高い教育が行われるのが学校教育です。

学校は、校長のリーダーシップのもとに、学校経営の充実を図り、保護者や地域との連携のもとに、組織としての機能を高めていくことが質の高い教育につながっていきます。

また、学校の教育環境を整備することも大変重要です。

学校図書館の蔵書の充実やコンピュータなどの情報機器の整備とインターネット環境の整備などの教育環境の整備は、教育の質を高める上で欠かすことのできない条件整備です。

さらに、子どもたちが安全で安心して学べる学校として、校舎の耐震化の推進や計画的な施設設備の補修・改修などの環境整備も重要です。

校舎等の環境整備が進む中で、子どもたちが潤いをもって学ぶことのできる学び舎としての視点を加えていくことも大切です。

このようなことから、教育の質を高めるための施策等を4本目の柱とし、上記3つの柱を支える基盤として位置付けました。

8 構想図

21世紀における教育のあり方

目指す子ども像

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員としての自覚をもち、勤労と責任を重んじ、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

自然・歴史・伝統・文化

家 庭

学 校

地 域

国際化時代を
生きるために

【グローバルスタンダード】
国際社会に生きるための
資質や能力を育成する教
育の推進

社会のよき形成者と
なるために

【ナショナルスタンダード】
社会の一員としての基礎
基本を身に付ける教育の
推進

青梅の将来を
担うために

【ローカルスタンダード】
地域に根ざした教育の
推進

育てたい子どもの力

- ◎人権尊重の精神を
はぐくむ
- ◎環境を大切にする
態度を培う
- ◎コミュニケーション能力を育成する
- ◎国際性をはぐくむ
- ◎情報活用能力を育
成する

- ◎公共心をはぐくむ
- ◎豊かな言語感覚や言語能
力を育成する
- ◎自ら学び、自ら考える力
を育成する
- ◎心とからだの健康をはぐ
くむ
- ◎望ましい勤労観や職業観
をはぐくむ
- ◎障害のある児童・生徒の
個性や能力を伸ばす

- ◎郷土愛をはぐくむ
- ◎地域に貢献する人
材を育成する
- ◎学校に対する愛着
をはぐくむ
- ◎青梅の自然に対す
る愛着をはぐくむ

教育の質を高めるために

- ◎学校の経営力の向上を図る
- ◎教員の資質向上を図る
- ◎家庭教育への支援を図る
- ◎安全・安心な学校づくりの推進を図る
- ◎社会全体で教育の向上を図る

第2章 「青梅市教育推進プラン」における提言

1 提言内容

柱1 国際化時代を生きるために【グローバルスタンダード】

国際社会に生きるための資質や能力を育成する教育の推進

(1) 人権尊重の精神をはぐくむ

提言1 人権教育の充実

国際人としての人権感覚を身に付け、国籍や人種、民族などについてのあらゆる偏見や差別をなくすために、人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進することが求められています。

そのためには、国際社会の視点に立った人権教育推進のための啓発資料を作成し、資料の活用を図るとともに、家庭・学校・地域ごとに一層の人権教育を推進することが重要です。

学校においては、道徳教育の充実、児童・生徒が主体的に取り組む調べ学習や問題解決的な学習などの指導を一層進めていくことが必要です。

また、保護者、地域等を対象に、身近な課題から人権の大切さに気付くことのできる実践的な研修会を開催し、大人から子どもに伝え、教えていく環境づくり等も大切です。

提言2 国際理解教育の推進

国際化の進展において、国際社会に貢献する態度をはぐくむために、国際感覚を身に付けるとともに日本の歴史・伝統・文化に関する学びを通して、他国の歴史・伝統・文化への理解を深め、尊重する態度を培うことが求められています。

そのためには、子どもが、社会におけるルールやマナーなどの重要性を主体的に学んでいく学習や日本の歴史・伝統・文化に触れる楽しさを味わう機会の設定、環境づくりなどを進め、国際人としての人間的な魅力を育成していくことが重要です。

併せて、歴史によって培われた青梅の伝統・文化および青梅の人々がもつ情緒や道徳観などを、大人から子どもへ継承していく取組を推進していくことが重要です。

学校教育においては、国際感覚をはぐくむ教育に、円滑にかつ実践的に取り組むためのカリキュラム*の研究・開発を進めていくことが必要です。

(2) 環境を大切にする態度を培う

提言 環境教育の充実

近年のオゾン層の破壊や地球温暖化、生物の多様性など、地球規模の環境破壊が国際社会における重要な問題となっています。この問題を解決していくためには、これから地球を支えていく子ども一人一人の環境に対する認識や意識を、一層高めていくことが求められています。

そのためには、様々な学習機会を設定し、子どもが身近な地域の環境について関心をもち、自ら環境について学習していく意欲を培うことが重要です。

学校においては、国や東京都で作成した環境教育に関する指導資料を参考に、青梅市の身近な地域を教材として取り上げ、子どもが自ら調べたり、解決に向けた取組を考えたりする学習機会を設定することが必要です。

また、ゴミの問題や青梅の豊かな自然を大切にする意識をより高めるために、青梅市リサイクルセンターや東京都森林組合などの公的機関と連携した環境教育を推進することも大切です。

環境教育については、「柱3の（4）」に示している「青梅の自然に対する愛着をはぐくむ」と関連させた取組を進めていくことが大切です。

（3）コミュニケーション能力を育成する

提言1 国語教育の充実

国際社会の中で、よりよい人間関係を作り、共生社会をつくるためには、他の人の話を聞き、必要なことを理解する力と、自分の意見や考えを論理的にまとめ、相手に分かりやすく伝える力を身に付けていくことが求められています。

そのためには、教科等における「話す」「聞く」「書く」「読む」などの様々な活動、いわゆる言語活動を通して国語力を高め、コミュニケーション能力の育成に欠かすことのできない聞く力と話す力、さらに論理的思考力とそれを根底で支える語彙力を育成していくことが重要です。

社会のよき形成者となるためにも、コミュニケーション能力は、欠かすことのできないものであり、この教育推進プランにおいては、重点の一つとして位置付けています。

また、コミュニケーション能力の育成については、「柱2 社会のよき形成者となるために」に示している、国語力の向上に向けた教育活動の推進の内容とここで言う国語教育の充実の内容とを関連させて、取組を進めていくことが大切です。

提言2 外国語活動、英語教育の充実

国際社会の中で、豊かな人間関係を築いていくためには、国際的共通語であり、中学校の教科である英語を用いたコミュニケーション能力の育成が求められています。

そのためには、小学校では、外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度やその能力の素地を、外国語活動の中で積極的に育成することが重要

です。

中学校では、従来の英語教育の中で、会話を中心とした学習活動をさらに充実させるなど、小・中学校に派遣しているネイティブスピーカー*の活用を一層促進することが重要です。

また、ネイティブスピーカーを英語の時間だけでなく、総合的な学習の時間等においても積極的に活用し、子どもが英語に触れる機会を多くすることも必要です。

さらに、小・中学校が地域の教育力を活用し、外国語活動や英語教育の一層の充実を図ることも大切です。

提言 3 多くの人とかかわる教育の充実

国際社会の中で、コミュニケーション能力を育成するためには、国内外を問わず、数多くの人との会話等を通じた交流が求められています。

そのためには、学校や地域社会において、子どもたちが広く社会の人々とかかわることのできる場の設定や、あいさつ運動などを地域全体において実施することが重要です。

(4) 国際性をはぐくむ

提言 国際感覚をはぐくむ教育の推進

国際化時代の進展とともに、国際感覚を身に付け、豊かな世界観をはぐくむためには、他の国の人々との相互理解にもとづいた人間関係の構築が求められています。

そのためには、日本の文化と世界の文化との交流等の機会の促進や、姉妹都市であるドイツのボッパルト市との交流の成果の活用、諸外国との新たな交流活動等を積極的に行い、国際感覚を身に付けさせていくことが重要です。

また、青梅市内にある国際交流関係諸団体との連携や、居住している他の国の人々との交流を推進していくことも大切です。

(5) 情報活用能力を育成する

提言 情報教育の推進

現代は、インターネットがグローバルな情報通信基盤となり、パソコンコンピュータや携帯電話等が広く個人にも普及した高度情報化社会となっています。

このような社会においては、情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくための情報活用能力の育成が求められます。また同時に、ネットワーク上の有害情報や悪意ある情報発信などに適切に対応する能力の育成も求められます。

学校においては、全小・中学校に配置されている I C T 機器*等を各教科や総合的な学習の時間等の中で積極的に活用し、情報の収集・選択・処理・活用などに関する

る指導の充実を図るとともに、情報化社会の課題でもあるインターネットやメールなどの利用に関するモラルやマナーをはぐくむことが重要です。

また、将来に向けて、児童・生徒の情報活用能力を育成するための指導法の研究・開発を一層進める必要があります。

さらに、家庭・地域においては、学校との連携により、子どもの年齢や発達段階に応じた携帯電話等の情報通信機器の活用やルール作りを行い、安全・安心な生活環境をつくることが大切です。

柱2 社会のよき形成者となるために【ナショナルスタンダード】

社会の一員としての基礎・基本を身に付ける教育の推進

(1) 公共心をはぐくむ

提言 奉仕体験活動の充実

公共の利益に尽くそうとする精神や態度を育成するためには、家庭・学校・地域が協働した取組を推進することが求められています。

そのために、学校では、総合的な学習の時間や学校行事、学級活動等で奉仕体験活動を企画し、計画的に取り組むとともに、地域の奉仕体験活動へ積極的に児童・生徒を参加させ、公共心を根付かせることが重要です。

家庭では、学校や地域の取組に保護者も含めて積極的に参加・協力するとともに、保護者の行動や態度が子どもたちにとってよい見本となるようにすることが重要です。

また、地域は、独自で実施する奉仕活動またはボランティア活動等について、学校との連携を強めるとともに、学校で行う奉仕体験活動に対して積極的に参加・協力し、地域の将来を担う子どもの育成に、学校とともに取り組んでいくことが大切です。

(2) 豊かな言語感覚や言語能力を育成する

提言 国語力の向上に向けた教育活動の推進

子どもたちの思考力、判断力、表現力等をはぐくみ、コミュニケーションや知的活動の基盤となる言語の能力を育成するには、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、それらを活用する学習活動を充実させることが求められています。

そのために、学校では、国語科における教科指導の充実とともに、各教科において児童・生徒の年齢、発達段階に応じた言語活動を充実させることが重要です。

また、豊かな言語感覚や創造力を育てるためには、読書活動が重要なことから、読書活動を中心とした特色ある教育活動や総合的な学習の時間等における取組を工

夫する必要があります。

青梅市は、子どもたちの読書活動を推進するための基本的考え方や取組などを示した、「第二次青梅市子ども読書活動推進計画」を、平成21年3月に策定しました。この計画は、家庭・学校・地域および青梅市図書館が連携し、子どもへのさらなる読書活動を推進していくためのものです。

家庭や地域では、読書習慣の確立に向けて、学校図書館を活用した読み聞かせや優良な本の紹介などの支援をしていくことが求められます。

そのためには、地域における図書館ボランティアなどの組織を創設し、教育委員会も支援する中で、地域とともに子どもの国語力の向上に向けた取組を推進していくことが重要です。

さらに、学校で学んだことを発表する機会として、主張大会や読書感想文コンクールなどを開催し、家庭・学校・地域が連携して、読書活動を活性化させることが大切です。

(3) 自ら学び、自ら考える力を育成する

提言 1 学力向上に向けた取組の推進

基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせ、それらを活用するために、思考力・判断力・表現力を各教科の中で育成することが求められています。

また、論理的な思考力や科学的な資質、能力を引き出すために、理数教育の充実を図ることも求められています。

そのため、学校では、「授業改善推進プラン*」を作成・実施し、少人数指導や習熟度別指導などの指導方法の工夫・改善に努めて、児童・生徒一人一人の個性や能力を伸長し、個に応じた指導の充実を図る必要があります。

また、体験的な学習や問題解決的な学習を工夫して、児童・生徒の学習意欲を高めるような授業改善に取り組むことも必要です。

さらに、学力向上の推進については、「柱4 教育の質を高めるために」に示している、教員の資質向上の内容と関連させて、取組を進めていくことが大切です。

提言 2 小・中学校一貫教育の推進

青梅市の実情に応じた義務教育の充実を図るために、今まで以上に小・中学校の連携による教育実践が求められています。また、青梅市の学校規模や地域の特性をより生かすために、小・中学校一貫教育*の推進も求められています。

そのためには、中学校を単位とした学区を中心に、一貫教育を進めるための義務教育9年間を通じた、各教科等の指導計画を作成し、特色ある教育活動を展開することが必要です。

また、青梅市内にある小規模の小・中学校においては、特色ある一貫教育校づくり

りに向けて推進委員会等を設置し、学校運営や教育課程等の研究開発、モデル事業の展開、さらに小規模特別認定校制度*の活用の在り方などを検討していく中で、進めていくことが大切です。

提言 3 高等学校、大学との交流の推進

各小・中学校の教育活動の一層の活性化を図るためにには、青梅市近隣に所在する高等学校や大学との連携・協力を図り、児童・生徒、教員等の人的交流や施設・設備等の活用を推進することが求められています。

教育委員会は、平成18年度に明星大学とのインターンシップ制度*の協定を締結し、大学から学生の派遣を受け入れています。こうした制度をさらに活性化させるために、インターンシップを行った学生に対して、取組の成果を評価する修了証の発行や指導主事や校長による教員養成講座等を実施し、相互に利点のある制度にしていくことが重要です。

また、高等学校については、東京都立青梅総合高等学校等との授業交流や農業・林業・園芸等の実習体験などをより進めていく必要があります。

今後に向けて、小・中学校と高等学校、大学との交流を進める窓口の設置や高等学校、大学との交流実践事例集の作成などを行い、交流の活性化をより図ることも考えられます。

提言 4 児童・生徒の学習支援の促進

自ら学び、自ら考える力の育成に向けて一層の学力向上を図るためにには、教職員はもとより地域の人々や大学生等の力を導入するなどして、児童・生徒一人一人の習熟の状況に応じた学習支援が求められています。

そのためには、各学校へ地域のボランティアや大学生等を教育活動支援員*などとして派遣し、学習指導や生活指導等に関する支援の充実を図るなどの取組が必要です。

また、児童・生徒の学習のニーズに応じて、休日等における市民センターの施設の開放について検討していく必要があります。その際、市内に設置されている都立高等学校の生徒や地域の方等に学習支援のボランティアとして参加協力を依頼することも考えられます。

さらに、学力向上の効果を上げるためには、家庭での保護者等による学習支援が大切です。

(4) 心とからだの健康をはぐくむ

提言 1 心の教育の推進

子どもが自他の生命を大切にし、思いやりの心や社会生活の基本的なルールを身に付け、いじめの根絶を目指すために、家庭・学校・地域等が連携した取組を積極

的に推進することが求められています。

そのためには、保護者や地域とともに進めていく道徳教育の充実や児童・生徒の自立を促す奉仕体験活動の推進、道徳授業地区公開講座^{*}の充実、「心のパスポート^{*}」の活用、「青梅子どもルール^{*}」の啓発等を通した規範意識の高揚などの取組を、一層進めていく必要があります。

提言 2 情操教育の推進

真・善・美などの人間的な価値観を養うために、文化・芸術などの活動を積極的に取り入れた情操教育を推進していくことが求められています。

そのため、学校においては、演奏会や音楽会、合唱コンクール、図画工作作品展、美術展などを開催し、児童・生徒の豊かな感性をはぐくむことが重要です。

また、文化的施設においては、優れた文化や芸術に触れる機会を拡充し、学校教育と連携を図りながら、子どもたちの利用拡大を推進することにより、感動と喜び、そして感受性を高め、より豊かな情操をはぐくむことが重要です。

教育委員会は、このような取組に対して、積極的な支援に努める必要があります。

提言 3 健康・安全教育の推進

子どもが健康で充実した人生を送るために、自ら健康を適切に管理し、改善していく意志と行動力、また自ら危険を回避できる危機回避能力等を培うことが求められています。

そのためには、平成22年3月に策定された「青梅市食育推進計画^{*}」にもとづき、学齢期の食育の施策を推進し、各学校の食育リーダー^{*}を中心とした食に関する指導体制の充実を図るとともに、栄養職員^{*}や調理員と教員との連携による複数指導の充実が必要です。

また、生活習慣に関する指導も重要なことから、国や東京都で進めている生活習慣確立プロジェクトと連携を図り、家庭への理解・啓発も含めて取り組んでいくことも必要です。

近年、子ども自身の安全に対する意識の低下が懸念されています。子どもたちを取り巻く様々な安全上の課題について、自ら考え、適切な判断のもとに行動できる力を養うために、家庭・学校・地域が密接な連携のもとに事例等を用いた安全教育を推進していくことが大切です。

提言 4 教育相談の充実

いじめ、不登校等の多様な課題に対応するために、メール相談や電話相談の機能を高めるとともに、巡回訪問相談^{*}等を拡充することが求められています。

そのためには、教育相談所における心理相談員の相談機能を高めるとともに、巡回訪問相談や要請による訪問相談などを拡充し、学校への支援体制および相談環境の整備を図ることが重要です。

また、特別支援教育の展開に向けて、就学相談から就学支援、学習相談から学習

支援までの連続性のある相談体制の構築を図っていく必要があります。

提言 5 不登校児童・生徒に対する取組の充実

不登校の未然防止や不登校児童・生徒に対して適切な指導と助言を行うためには、教育相談や適応指導教室における指導の充実、家庭と学校、関係諸機関との一層の連携が求められています。

そのために、学校においては組織的な教育相談体制を確立するとともに、スクールカウンセラー*や心理相談員による巡回相談等を積極的に活用していくことが重要です。

また、家庭との連携を深めるために、不登校の児童・生徒の保護者を対象にしたコミュニティーサークル*などを創設することや、青梅市における不登校児童・生徒への取組を一層充実していくために、学識経験者や心理相談員を構成員とした協議会を設置し、事業の推進と評価を行うことなども考えられます。

提言 6 体力の向上に向けた取組の充実

子どもが健康でたくましく生きていくために、体力の向上に向けた取組を家庭・学校・地域等が連携して進めていくことが求められています。

そのためには、体力テストの実施学年を拡充し、健康・体力向上推進委員会*等で結果の分析・考察を行い、体力向上策を策定することが重要です。

各学校では、その体力向上策をもとに具体的な取組を指導計画の中に位置付け、家庭とも連携しながら、児童・生徒の体力向上に向けた取組を組織的に進めていく必要があります。

また、体力向上に向けて、家庭・学校・地域等が連携して取り組む実践事例集等を作成して、その資料の活用を図り、地域ぐるみで子どもの実践力をはぐくむことが大切です。

提言 7 部活動等の振興

児童・生徒の学校生活を有意義なものにし、個性・能力を伸長し、社会性をはぐくみ、生涯にわたって文化・スポーツ等に親しむ態度を育成するために、部活動等の振興を図ることが求められています。

そのためには、教員だけでなく、外部指導員の導入の拡充や地域の人材活用などを行い、児童・生徒の活動を充実させていくことが重要です。

近隣大学との連携や専門性のある地域人材の活用などにより、各学校の実態に応じた外部指導員の拡充を図るとともに、外部指導員対象の研修会を実施するなどして、人材の確保と同時に、資質の向上に努めることも必要です。

さらに、部活動等で活躍した児童・生徒への顕彰制度を創設し、努力の成果を評価し、活動意欲をより高めていくことも考えられます。

(5) 望ましい勤労観や職業観をはぐくむ

提言 キャリア教育の推進

社会の一員であることの自覚を促し、望ましい勤労観や職業観をはぐくみ、働くことの意義を理解するために、学校と企業および地域の人々との恒常的な連携をもとにした教育活動の推進が求められています。

そのためには、企業や地域の人材の活用を図り、小学校では、調べ学習を中心とした職業があることを知り、将来の夢につなげていくことが重要です。中学校では、職場体験等を通して、望ましい勤労観を体験的に学んでいくことが重要です。

また、キャリア教育*の円滑な推進に向けて、小・中学校一貫教育*の視点から、9年間を見通したカリキュラム*を作成し、進路指導を充実させが必要です。

さらに、教育委員会は、地域の事業者や市の関係部局へキャリア教育についての理解と協力を要請し、職場体験活動等の受け入れ先の確保に努め、学校へ情報を提供することも大切です。

(6) 障害のある児童・生徒の個性や能力を伸ばす

提言 特別支援教育の推進

L D、A D H D、高機能自閉症*等を含め障害のある児童・生徒のニーズに応じた教育的支援を行うために、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して、特別支援教育を推進することが求められています。

そのためには、平成18年3月に策定した「青梅市特別支援教育基本計画*」および平成22年3月に策定した「青梅市特別支援教育実施計画（第2次計画）*」にもとづいた特別支援教育を円滑に進めていくことが重要です。

教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携による相談体制や支援体制の構築、幼稚園、保育所と小学校の連携による就学支援の充実、小・中学校における校内委員会の活性化や特別支援教育コーディネーター*の養成など、特別支援教育の基盤づくりを継続的に行っていくことが必要です。

また、特別支援教育の実施に当たっては、啓発資料の作成や研修会などを実施し、学校関係者はもとより、市民・保護者等への理解・啓発を継続的に行うことが大切です。

柱3 青梅の将来を担うために【ローカルスタンダード】 地域に根ざした教育の推進

(1) 郷土愛をはぐくむ

提言 青梅の伝統・文化を活かした教育活動の推進

郷土としての青梅に対する愛着と誇りをはぐくむために、子どもたちが居住する地域の歴史・伝統・文化を理解し、それらに触れる機会を増やすことが求められています。

そのために、学校においては、地域の歴史・伝統・文化の教材化を促進し、発達段階に応じて、児童・生徒が興味をもつように工夫し、自ら体験的に学んでいくことができるようになります。

また、文化担当部署においては、地域において伝承されている様々な伝統芸能や伝統行事、伝統技術などを積極的に学校や子どもに紹介していくことが重要です。

家庭や学校は、そのような地域の文化・伝統的な行事に、子どもを積極的に参加させ、地域の人々の温かい人情に触れながら、子どもたちに青梅の歴史・伝統・文化のよさと歴史の重みを学ばせていく必要があります。

さらに、教育委員会が主体となって、青梅の伝統芸能の継承を奨励し、優れた伝統芸能を継承している子どもたちを認め、表彰するなどの取組を進めていくことも必要です。

祖先は、豊かな自然につつまれた青梅の地で暮らしありはじめ、長い営みの中から、歴史と文化を築き上げてきました。

今後、未来に向けて、青梅ならではの教育の推進・充実を一層図るためには、この長い郷土の歴史を振り返り、そこから多くのことを学び、新しい青梅をどう創造すればよいのかを考えていくことが大切です。

そのために、青梅市民をはじめ教員は、青梅の歴史を学び、そこから得たものを土台にして、子どもたちへの指導に当たることが重要です。

教育委員会は、市民や教員を対象にした青梅の歴史・伝統・文化の理解に関する講座や研修会を開催し、青梅の伝統・文化を活かした教育活動を推進していく必要があります。

(2) 地域に貢献する人材を育成する

提言 地域の一員としての自覚を高める教育の推進

児童・生徒が地域の一員としての自覚を高めるために、教科等の学習活動や学校行事等において、地域の人々との協働による取組を推進することが求められています。

子どもは、地域の人々の温かい心に触れ、地域の人々から地域のよさを学ぶことによって、地域を支えていく意識を高めていきます。

学校や地域は、そのために、地域の人材登録制度を設けるなどして、学校と地域の協力体制を整えておくことが重要です。

また、地域のボランティアなどの奉仕体験活動を通して、子どもに地域の一員としての自覚を促していくことも大切です。

さらに、家庭・学校・地域等が一体となって、自治会や市民センター等を中核とした地域コミュニティーを形成し、その中で協働して行われる行事や取組等を通して、地域における子どもの育成を推進することも考えられます。

(3) 学校に対する愛着をはぐくむ

提言 地域に開かれた学校教育の推進

地域の歴史とともに培われた学校の伝統・文化等を継承し、愛校心をはぐくむとともに、地域から信頼される学校づくりを展開するためには、地域の特色を生かし、地域の人材を積極的に活用するなど、地域に開かれた学校づくりを推進することが求められています。

そのためには、各学校は学校公開や保護者会をはじめ、学校だよりやホームページなど様々な場や機会を通じて、情報発信に努めるとともに、自校の伝統を生かした学校行事等を実施し、保護者や地域の人々へ参加を促す必要があります。

また、学校を地域コミュニティーの活動の場として活用する中で相互交流を積極的に進め、信頼関係を醸成して、地域全体で子どもたちを見守り、はぐくんでいくことが大切です。

(4) 青梅の自然に対する愛着をはぐくむ

提言 青梅の豊かな自然を題材にした教育活動の推進

自然の大切さを実感するために、青梅の豊かな自然を児童・生徒の学習に生かし、体験的に学ぶ環境教育を推進することが求められています。

そのためには、学校教育と社会教育が連携し、自然を生かした自然体験学習を発達段階に応じて系統的に推進していくことが重要です。

その際、学校と関係機関・団体が連携することによって、優れた講師等を招聘し、キャンプや自然体験活動を実施していく必要があります。

また、このような取組を通して、児童・生徒のリーダー性や協調性をはぐくんでいくことも大切です。

青梅の環境を活かした取組として、小学校段階では、自然のすばらしさと自然の恵みを友だちとともに学ぶこと、中学校段階では、地球環境における自然の大切さや自然の中での集団生活の在り方を学ぶことなどが考えられます。

柱4 教育の質を高めるために

家庭・学校・地域の連携による教育の推進

(1) 学校の経営力の向上を図る

提言 1 学校経営の充実

学校教育の一層の質的向上を図るために、校長の経営方針のもとに、組織的な運営を展開し、自主的・自律的な学校運営の推進を図ることが求められています。

そのためには、予算、人事等に関する校長の権限を拡大し、学校におけるトップマネジメントの強化を図ることが重要です。

また、校長は、学校評価システム*を活用し、学校評価*にもとづく経営改善を図るとともに、経営方針や学校評価*の結果等について、保護者や地域に対する説明責任を果たしていく必要があります。

教育委員会は、校長の経営方針にもとづく、人事構想や主体的な教育活動等への支援を行うことが重要です。

さらに、今後に向けては、校長の経営方針を予算面で支えるための予算配分の在り方や予算執行権の拡大などを検討し、学校が独自に教育の質的向上につながる取組を円滑に実施できるようにすることが求められます。

その他に、校長の経営方針にもとづく人事構想の実現に向けた人事配置について、関係機関に働きかけ、主幹教諭や主任教諭等の計画的な配置など、校長の意向が一層反映できる人事異動の在り方を検討していくことも大切です。

提言 2 学校評価の充実

学校が、保護者や地域から理解と支援を得て、連携・協力して教育の質的向上を図るために、保護者や地域住民、学識経験者等による学校関係者評価*を含めた学校評価の実施が求められています。

そのため、校長は、具体的な学校経営方針を定め、組織的・計画的に教育活動を開拓する中で、その成果を自己評価として検証することが重要です。

また、「柱3の(3)」で示したように、開かれた学校教育を推進して、学校関係者評価を実施し、教育活動について組織的・継続的な改善を図っていくことも重要です。

その際、国から公表された「学校評価ガイドライン*」を踏まえ、学校ごとに特色ある評価の観点や規準を定め、評価方法等を工夫するなどして、独自の学校評価システム*を確立し、進めていくことが必要です。

提言 3 保護者・地域住民の参画の充実

教育活動の一層の活性化を図るために、学校関係者評価の充実を図り、保護者や地域住民の意見や考えを学校経営に反映させたり、学校運営への参画を推進したりすることが求められています。

そのためには、学校の情報を地域に向けて積極的に発信し、学校運営連絡協議会*の充実や、地域の自治会との連携を図り、学校内の組織に位置付けた委員会等に保護者、地域住民が委員として参画する取組が必要です。

また、児童・生徒の実態にもとづいて、地域の人材などを活用した特色ある教育

活動を推進して、地域との信頼関係を強め、地域全体が様々な形で学校の教育活動に参画する意識を高めていくことが大切です。

提言 4 教育委員会による学校支援体制の整備

校長のリーダーシップのもと、組織的・計画的に学校運営を進める学校に対して、適切な評価のもとに必要な指導・助言を行い、教育活動に対する支援体制を構築することが求められています。

特に、校長の学校経営や指導計画の作成、学力の向上、特色ある教育活動、特別支援教育、いじめ、不登校、健全育成など、多岐にわたる教育課題などに対して、指導・助言を充実させることが重要です。

そのために、教育委員会は、教育に関して高度な専門性を有するスタッフを関係部署に配置し、支援体制を整備する必要があります。

また、このスタッフを中心に、指導主事、学識経験者、校長、副校長、教員のO B、健全育成団体などの代表からなるプロジェクトチームを創設し、学校の課題解決に向けて、チームが一丸となって組織的に取り組むなどの支援体制を整えることも考えられます。

(2) 教員の資質向上を図る

提言 1 教員の資質向上

児童・生徒の資質や能力を向上させ、「生きる力*」をはぐくむことが義務教育に求められています。

その責任を果たすためには、高い資質や能力を備え、家庭、地域住民との連携や適切な役割分担によって教育活動を展開していく優れた教員の養成が必要です。

そのような教員の資質向上や新たな課題への対応力を高めるためには、校内でのO J T*等の研修はもとより、年次研修や職層研修等を充実させるとともに、小・中学校の連携による教科等の研究・開発や、青梅市の小学校教育研究会、中学校教育研究会との連携等による実践研究等を推進する必要があります。

また、東京都教育委員会との連携を深め、都の人材育成基本方針にもとづく研修や専門性を高める研修等へ積極的に派遣し、市内のリーダーとして育成することも大切です。

提言 2 授業力の向上

教師には、一人一人の児童・生徒に対して、各教科の基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させ、それらを活用して思考力や判断力、表現力を高める指導を充実させることが求められています。

こうした教師の授業力を高めるには、国や東京都の学力調査の結果や、保護者・地域、児童・生徒による授業評価の分析・考察をもとに、教材開発や指導法の工夫・改善を図った「授業改善推進プラン*」の実践と授業改善のサイクル化*が必要です。

また、学力向上推進委員会等において、指導法の工夫・改善や授業評価の在り方、「授業改善推進プラン」の活用・改善の在り方等を研究開発し、各学校に発信するような取組も必要です。

将来的な構想として、教育委員会の組織の中に教科等の研究開発センター等を設置し、青梅の児童・生徒の実態に即した教材やＩＣＴ機器*を活用した教材開発、地域の歴史・伝統・文化の教材化などに力を入れることも考えられます。

さらに、各自治体、研究所、学校をつなぐ研修ネットワークを構築し、それぞれに情報の提供・活用を図ることを検討していくことも大切です。

提言 3 教職員の服務規律の確保

近年頻発している教職員による服務事故*の防止を徹底し、学校教育に対する信頼を確保することが今まで以上に強く求められています。

そのため、教育委員会と学校が一丸となって、教職員に教育公務員としての自覚や法令遵守の意識を浸透させることが重要です。

服務事故防止のための研修の実施はもとより、服務事故は、身近に発生している極めて重大な社会的問題であることを、事例等を用いて教職員に繰り返し認識させ、服務規律*の確保に向けて、常に自分の生活態度や行動を自己評価する機会や場を設定する必要があります。

(3) 家庭教育への支援を図る

提言 生活習慣等の確立に向けた啓発

家庭における子どもたちの生活習慣の確立を目指すために、国や東京都と連携して、家庭教育への啓発事業の推進を図ることが求められています。

そのためには、啓発資料の作成・配布やシンポジウムの開催などを行い、家庭における生活習慣の確立に向けた支援を実施していくことが重要です。

また、生活習慣の確立を図ることは、併せて学習習慣の確立にもつながることから、学校やＰＴＡ組織、関係団体等が連携した取組を推進していく必要があります。

(4) 安全・安心な学校づくりの推進を図る

提言 1 家庭・学校・地域の連携による安全への取組の推進

児童・生徒が安心して学ぶことのできる学校づくりを目指すために、家庭・学校・地域・関係諸機関が相互に連携した安全・防災対策などの取組を推進することが求められています。

そのためには、家庭・学校・地域・関係諸機関が一体となった防犯パトロール等の取組の実施や、家庭・学校・地域・関係諸機関が連携した安全・防犯教育の推進、

「地域安全マップ*」の活用等を通した安全指導を充実させることが重要です。

学校においては、全教育活動を通して、児童・生徒の危険予知・予見能力を高める指導の充実を図り、関係諸機関との連携にもとづく緊急時の連絡体制の構築、非常時における教職員の安全行動等に関する訓練、交通安全教育、防災体験学習を計画的に実施することが必要です。

提言 2 施設面からの安全対策の推進

不審者の侵入から児童・生徒を守るために、防犯設備の充実による安全対策が求められています。

既存の防犯カメラの活用や非常時の通報システムを活用した防犯体制を整備する必要があります。

提言 3 校舎・施設・設備等の安全確保の推進

児童・生徒が安心して学び、安全に過ごすために、安全・安心な施設および教育環境の整備が求められています。

そのためには、校舎外壁等の保守、老朽化した危険箇所の早期発見および早期改修の取組を計画的に進めていく必要があります。

提言 4 校舎等の耐震化の推進

児童・生徒の安全性の確保と市民の避難所としての役割を果たすために、校舎等の耐震化が求められています。

そのため、学校施設の耐震化年次計画を基本として、小・中学校の耐震化事業を進めていく必要があります。

＜参考＞

1 青梅市における特色ある施策の取組

ここに記載している事業は、この教育推進プランを推進する上で、基盤となる事業です。この推進プランに示されている考え方や提言をもとに改善・充実等に努めていきます。

(1) 心の教育の推進(国語力の向上)

青梅市小・中学生の主張大会の実施

平成16年度に創設された「東京都教育の日*」において、青梅市と青梅市教育委員会が共催で実施した「青梅子どもルール*」の継続的事業として、平成17年度から毎年、青梅市小・中学生の主張大会を開催しています。

この事業は、青梅市の児童・生徒たちが、将来の夢や生き方、身近な生活や社会に対する考え方、郷土への思いなどについて自らの考えを発表し、小・中学生の自立心をはぐくむとともに、小・中学生一人一人の様々な考え方や思いを、同じ小・中学生および保護者・市民が受け止める貴重な機会とすることが目的です。

(2) 個を伸ばす指導の充実

学力向上の推進

基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るために、学力向上推進委員会を設置し、子どもたちの学力向上に向けて、各学校における学力向上策や授業改善策を踏まえ、青梅市としての授業改善のモデルを示し、市内全校に普及させます。

さらに、新学習指導要領の移行期間中には、先進的な研究に取り組み、発表の機会を設定し、その普及を図ります。また、完全実施後も指導内容等を検証し、継続的にその定着と改善に取り組んでいきます。

(3) 健康・体力づくりの推進

体力向上と食育の推進

健康・体力向上推進委員会*を設置し、新体力テストの実施およびその結果の分析・考察にもとづく体力向上策などを検討し、児童・生徒の健康・体力づくりを計画的に推進していきます。

さらに、各学校の食育リーダー*を中心に、学校給食センター栄養職員*、調理員と連携を図りながら、食育を推進していきます。

(4) 読書活動の推進

学校と図書館連携推進モデル事業の実施

児童・生徒の豊かな感性を養い、自ら進んで読書をする意欲や態度をはぐくむために、「第二次青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづいて、学校における読書活動の一層の推進を目指すために、学校と図書館が連携した推進モデル事業を実施し、読書活動の推進や講演会の開催など実践的な取組を実施します。

また、学校司書教諭*と連携するとともに、学校図書館ボランティアとの協働も図ります。

(5) 情報教育の推進

小・中学校におけるＩＣＴ機器の活用の推進

「情報選択・活用能力」や「情報社会へ参画する態度」を身に付け、高度情報通信社会を主体的に生きることができる児童・生徒を育成します。

そのために、校内 LAN*の構築など情報教育にかかわるシステムと学習環境の整備を充実させるとともに、さまざまな授業の中で情報通信機器を積極的に活用し、情報教育を推進します。

(6) 特別支援教育の展開に向けた取組の推進

特別支援教育の推進

平成21年度に策定した「青梅市特別支援教育実施計画（第二次計画）*」にもとづき、障害のある児童・生徒の教育ニーズに応じた支援を組織的、計画的に推進するとともに、特別支援教育に対する保護者・市民の理解・啓発を進めていきます。

(7) 教育相談体制の充実

適応指導教室の拡充と相談体制の整備

児童・生徒の学校生活における不安や進路等に関する悩みなどに対して、教育的な相談体制を整備し、より相談者への適切な対応を図ることができます。

また、不登校傾向にある児童・生徒に対する相談機能の充実や、適応指導教室*における適切な指導および助言等を通して、不登校傾向にある児童・生徒の在籍校復帰を支援していきます。

(8) 安全・安心な学校づくりの推進

家庭・学校・地域および関係機関との連携等による安全体制の構築

学校内外における児童・生徒の安全確保を図るとともに、保護者や地域の人々の理解と協力による安全体制を構築し、家庭・学校・地域の連携による犯罪被害防止をさらに推進していきます。

(9) 青少年の健全育成の推進

青少年の体験活動の充実

小・中学生および高校生等の異年齢集団による団体活動、野外での様々な体験活動を通じて、自主性や社会性を養い、子ども会、地域活動における青少年リーダーとしての資質向上を図ります。

また、青少年自身が地域活動に参加する機会や場を提供するとともに、親子で参加する行事を実施し、異年齢交流や地域交流の充実とともに、親子がふれあう機会を設け、家庭および地域社会全体で青少年の健全育成を図ります。

(10) 家庭教育への支援

生活習慣の確立に向けた啓発、乳幼児期の子どもへの教育支援

子どもとの接し方、生活習慣の確立などについて理解を深めることを目的とした家庭教育講演会などを実施し、啓発を図ります。

また、人間形成の基礎を培う大切な時期である乳幼児期の子どもと親を対象に、集団で遊び、親子でふれあう場を提供し、健やかな成長と社会性・創造性を育む事業を開拓していきます。

(11) 図書館資料等の充実および読書活動等の推進

図書館資料等の充実および読書活動の推進

児童・生徒の豊かな感性を養い、自ら進んで読書をする意欲や態度をはぐくむために、「第二次青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづく事業を開拓していきます。また、平成20年3月に開館した中央図書館と各市民センター図書館（分館）とが一体となり、児童・生徒や市民の教養と文化の向上を図るとともに、生涯学習の拠点として図書資料等の充実に努めます。

さらに、子どもが誕生してから保護者が育児の中に読書活動を取り入れる意識が

もてるように、「母親学級」や「乳幼児検診」等にあわせ、子どもの読書の大切さを伝える活動として、平成20年度から実施しているブックスタート*事業を継続します。

また、図書館ボランティアとの協働により、幼児を対象とした「おはなし会」の拡充を図ります。

(12) 国際性をはぐくむ教育の推進

国際社会に対応する心身ともに健全な青少年の育成

進んで国際社会に参加・協力し、世界の人々から信頼が得られる心豊かな日本人を育成することを目的に、青梅市国際理解講座「世界に広がる教室」を開催します。この講座では、外国人講師による英会話講座だけでなく、文化講座や夏休み特別講座、異文化交流教室なども実施します。

(13) 心とからだの健康をはぐくむ

優れた文化や芸術に触れる機会の充実

文化的施設においては、優れた文化や芸術に触れる機会を充実し、児童・生徒の文化・芸術への関心を高めます。

(14) 学校教育との連携の推進

市内の小・中学校、大学との事業連携の推進

感受性を高め、より豊かな情操をはぐくむために、美術館などの社会教育施設と連携して、文化・芸術などの活動を積極的に取り入れた情操教育を推進します。

設備の整った施設を利用して作品発表などを行うことによって、より大きな感動や喜びを感じ、美術へ接する機会を増やし、文化・芸術への関心を高めます。

2 その他教育施策に関する基本的な考え方

(1) 学校選択制についての基本的な考え方

「特色ある学校づくり」や「開かれた学校づくり」を一層推進し、さらなる学校の活性化を図るために、また、保護者の責任にもとづいた学校選択の意思を尊重することにより、児童・生徒が自ら適した教育環境で個性や能力を一層伸ばすことができるなどのことから、複数の地方自治体において学校選択制を導入しています。

実際に、学校選択制を実施している地方自治体においては、教育的効果を次のようにとらえています。

- ア 児童・生徒の個性や希望に応じた学校選択の機会が拡大する。
- イ 保護者が学校に対して積極的にかかわる意識や責任感が高まる。
- ウ 学校を選択する過程において、児童・生徒が学校や将来について、家庭で話す機会が増える。
- エ 学校自ら、教育活動の活性化に取り組む意識が高くなる。
- オ 特色ある開かれた学校づくりが進む。
- カ 学校教育の情報発信が進む。

また、次のようなことを課題としてとらえています。

- ア 通学区域外から児童・生徒が通学するため、家庭・地域との連携が図りにくい。
- イ 通学距離が長い場合に、児童・生徒の安全確保が懸念される。
- ウ 風評などで学校を選択する現象が懸念される。
- エ 競争原理の激化によって、学校を商品化してしまう懸念がある。
- オ 学校間格差や序列化を発生させる懸念がある。
- カ 放課後の児童・生徒の生活状況が把握しづらくなる。

青梅市は、東西に長く、市の面積も広く、それぞれの地域が多様化しています。また、自治会組織を中心とした地域のコミュニティーが成熟している状況にあります。

このような状況の中で、各地域の特徴をより生かすことが大切であるとの考え方から、学校選択制を一律に導入する必要はないと考えます。

ただし、山間部や市街地に小規模な学校や大規模な学校が点在しており、それれに異なった特色ある教育活動を実施していることから、児童・生徒・保護者の求めるニーズによって、区域外の学校への進学を希望してくる場合が想定されます。

このことから一定の条件の下に、通学区域の弾力化について検討をしていく必要があると考えます。

- ① **市全域選択制**…通学区域を残しながらも、市内の全ての学校の中から希望校を選択できる。
- ② **ブロック選択制**…市内の学校区をいくつかのブロックに分け、自分の属するブロック内からのみ希望校を選択できる。
- ③ **隣接校（学校区）選択制**…本来の学校区に加え、それに隣接する学校区も含めた中から選択できる。
- ④ **特別認定校制**…特定の学校のみを受入校とする制度である。特認校への通学を希望しない場合は本来の学校区の学校へ通学する。

(2) 二学期制についての基本的な考え方

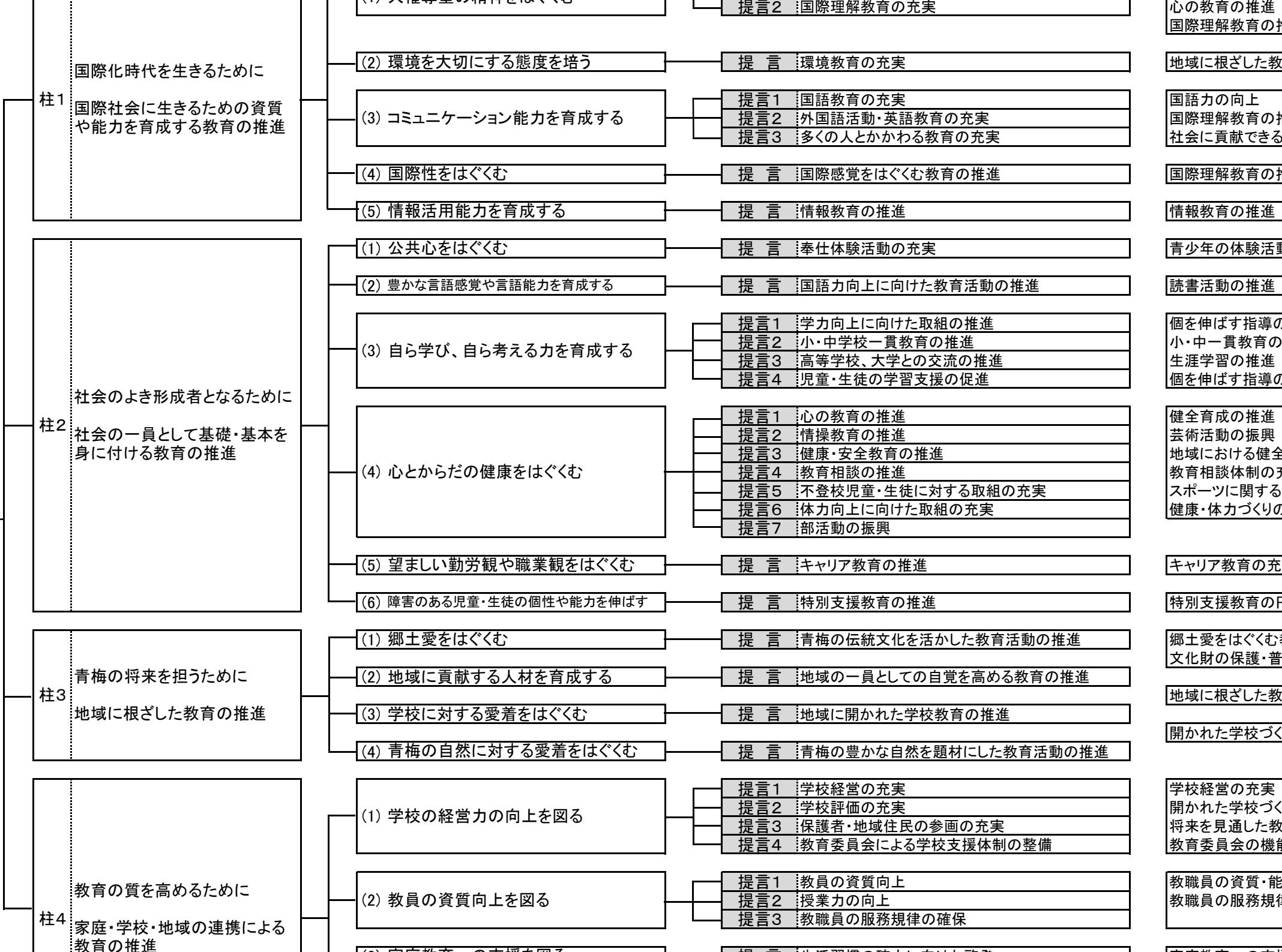
学期の期間を長期化して、個に応じた学習指導や学校行事等に必要な時間を生み出し、今まで以上に「確かな学力」の定着を図るとともに、充実した学校生活を送ることができるなどのことから、複数の地方自治体において、二学期制*を導入しています。

しかし、実施校によっては、学期が長すぎて児童・生徒が学習に集中しないなどの課題も指摘されています。

二学期制については、制度そのものに意味があるのではなく、各学校が授業日数の確保や特色ある教育活動を実施する上で、効率的であり、効果があると判断した場合に行う一つの方法であるととらえています。

したがって、青梅市においては、全市的に一律に実施するのではなく、学校が教育課程を編成する際に、三学期制の他に、二学期制も選択できるように規則等の改正を整えておくことが必要ではないかと考えます。

実施に当たっては、児童・生徒および保護者への理解も含めて十分に検討する必要があると考えます。



<資料>

1 青梅市教育推進プラン改訂検討委員会設置要綱

1 設置

青梅市における教育の充実に向けた教育施策の在り方およびその実施に向けた青梅市教育推進プランの改訂について検討するため、青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、青梅市教育推進プラン改訂検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次の各号に掲げる事項について協議、検討を行い、教育長に報告する。

- (1) 青梅の将来を担う子どもを育てる教育施策に関すること。
- (2) 青梅の市民から深く信頼される学校を目指した教育施策に関すること。
- (3) 青梅の地域が持つ教育力を生かした教育施策に関すること。
- (4) 青梅の子どもたちが安全に安心して学べる教育環境に関すること。
- (5) 青梅の地域性を生かした教育施策に関すること。
- (6) 前各号に掲げる教育推進プランに関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる者につき、教育長が委嘱または任命する委員8人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 青梅市立小学校長 1人
- (3) 青梅市立中学校長 1人
- (4) 東京都立高等学校長 1人
- (5) 青梅市立小・中学校 P T A 連合会代表 2人
- (6) 自治会代表 1人

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員会に委員長および副委員長を置く。
- (2) 委員長および副委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 部会

- (1) 計画の策定に関する事項について、調査、研究等を行うため、委員会に部会を置く。
- (2) 部会は、次の10人以内をもって組織する。

ア 部会長 教育部長

イ 副部会長 部会長が指名する職員

ウ 部 員 部会長および副部会長が指名する職員

(1) 前号の規定にかかわらず、部会長は必要があると認めるときには、部会員以外の者を、臨時部会員として部会に出席させ、意見を求めることができる。

(2) 部会の会議は、部会長が招集する。

7 報告

委員長は、教育長に対し、必要に応じて委員会の検討経過を報告するとともに、最終検討結果を報告する。

8 任期

委員および部会員の任期は、前項に規定する最終検討結果の報告のあった日までとする。

9 庶務

委員会および部会の庶務は、教育委員会教育指導担当において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

11 実施期日

この要綱は、平成22年7月1日から実施し、教育長への最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

2 検討経過

回	実施月日	主な検討内容
第1回	平成22年8月25日(水)	1 委員の委嘱、自己紹介、委員長・副委員長の選任 2 改訂検討委員会設置要綱の説明 3 教育推進プラン改訂の骨子についての説明・協議
第2回	10月12日(火)	1 教育推進プランの改訂内容の検討・協議 第1章から第2章の柱2まで
第3回	11月15日(月)	1 教育推進プランの改訂内容の確認 第1章から第2章の柱2まで 2 青梅市教育推進プランの改訂内容の検討・協議 第2章の柱2から参考2その他の教育施策まで 3 「青梅市教育推進プラン(改訂案)」の策定 4 パブリックコメントの募集について
第4回	平成23年2月18日(金)	1 パブリックコメントについての検討 2 「青梅市教育推進プラン(改訂版)」の最終報告の決定

3 平成22年度 青梅市教育推進プラン改訂検討委員会委員名簿

区分	氏名	職等	備考
学識経験者	買手屋 仁	元東京女子体育大学教授 前青梅市教育委員会委員長	委員長
	塩野 麻理	青梅市社会教育委員 明星大学造形芸術学部教授	
青梅市内都立高等学校長	野中 繁	都立青梅総合高等学校長	
青梅市立小学校長	隅内 利之	友田小学校長	
青梅市立中学校長	對馬伸一郎	泉中学校長	副委員長
青梅市小学校 PTA 連合会	山崎 裕	第七小学校 PTA 会長	
青梅市中学校 PTA 連合会	桑田 和美	第一中学校 PTA 会長	
青梅市自治会連合会	志村 文也	自治会連合会 副会長	
教育委員会事務局	長澤 通	教育部長	
	野村 友彦	指導室長	
	武藤 裕代	社会教育課長	
	新村 紀昭	教育指導担当主幹	

4 教育推進プラン（改訂案）に対する市民の意見と意見の反映

平成23年2月に本プランの「改訂案」を公表し、パブリックコメントを実施いたしました。

いただいたご意見の主なものにつきましては、本文に沿って整理し、市教育委員会の考え方とともに改訂検討委員会に提示しました。ご意見に対する考え方は以下のとおりです。

「青梅市教育推進プラン（改訂版）」の全体について	
ご意見	<p>①柱1～柱3の論旨構成について</p> <p>本プランの第1章では、子どもの教育発達段階を追って教育の役割が示されているが、第2章では、「国際化」が最初に取り上げられ、国際化への対応が最重要であるかの印象をもつ。</p> <p>やはり子供の教育発達段階に沿って、地域→社会→国際と記述を展開した方が妥当ではないか。</p> <p>②柱1～柱3の副題について</p> <p>本プランにおいて、「国際」「社会」「地域」を示す言葉として「グローバル」「ナショナル」「ローカル」という言葉を使っているが、定義があいまいで本文の論旨と合わないものもある。こうしたあいまいな定義の言葉は使わない方がよいのではないか。</p> <p>③柱2の提言全体について</p> <p>柱2の各提言自体はどれもよいと思うが、どの提言もよき「社会人」となる観点しかなく、よき「日本人」「日本国民」となるための観点がない。柱1を国際化という視点で記述しているならば、柱2で「日本人」「日本国民」としての観点が必要である。内容的には重複するが「日本の歴史・伝統・文化に関する教育」「祖国愛や愛国心をはぐくむ教育」についてもぜひ必要ではないか。</p>
市の考え方	<p>①今回は部分改訂であるため、全体の構成は変更いたしませんでした。次期、全面改訂の際の参考とさせていただきます。</p> <p>②今回は部分改訂であるため、項目名などは変更いたしませんでした。次期、全面改訂の際の参考とさせていただきます。</p> <p>③日本の歴史・伝統・文化を学ぶことや愛国心をはぐくむことは重要であると考えます。そして、これらの内容につきましては、既に各学校において、学習指導要領に示された内容に沿って、社会科や音楽科、国語科などの教科、道徳の時間、行事等の教育活動において、意図的、計画的に指導されております。</p>

	第2章 「青梅市教育推進プラン」における提言について
ご意見	<p>柱1 国際化時代を生きるために</p> <p>(1) 人権尊重の精神をはぐくむ 【提言2 国際理解教育の推進】 (P 16)</p> <p>①本プランでは国際化の対応ということで人権教育、国際理解教育などの提言が挙げられているが、日本の歴史・伝統・文化に関する教育は「提言2」で触れられているだけである。各提言も重要だが、日本人の基本を養うこともあるので、始めに独立した項目「提言1」として扱うべきではないか。</p> <p>②国際理解の必要条件として、自国民としてのアイデンティティを確立することは必要条件だが、「他国への関心を深め、他国との違いを認識する」ということが入らないと、単なるナショナリズムの押しつけとなってしまう危険がある。</p> <p>(2) 環境を大切にする態度を培う 【提言 環境教育の充実】 (P 17)</p> <p>③オゾン層の破壊は未だ完全に解決されたわけではないが、有効な対策が機能しており、「地球温暖化」や「生物の多様性」の問題に比べると深刻さが減少している。例示の中では最後に持ってくるべきかと考える。</p>
市の考え方	<p>①日本の歴史・伝統・文化につきましては、前述のとおり、既に学習指導要領の内容に沿って各学校で、各教科や行事などの中で指導計画に沿った教育が進められております。</p> <p>②国際理解教育の推進につきましては、提言にもあるように、子どもの年齢に応じて、まず自国の歴史・伝統・文化を学び、他国の文化へと視野を広げていくことが重要であると考えています。</p> <p>③環境教育については、例示も含めた様々な環境問題を各教科等の中で取り上げ、持続可能な社会をつくることの重要性を踏まえて、環境問題の解決に向けて積極的に取り組もうとする子どもの資質をはぐくむことが重要であると考えます。</p>
ご意見	<p>柱2 社会のよき形成者となるために</p> <p>(2) 豊かな言語感覚や言語能力を育成する 【提言 国語力の向上に向けた教育活動の推進】 (P 21)</p> <p>①読解力と読書感想文が書けることは別だと考える。内容を正確に読み取り話せても、書くのは苦手な人もいる。それは感想文が「創作活動」だからである。読書活動に感想文をあまり強く結び付けない方がよいと考える。</p> <p>②音読は慎重に取り入れるべきである。自分の小学校時代は音読が多くあったが、それがくせとなり、黙読中も頭の中で発声するようになってしまった。音読は、読書の速度を著しく減速させる要因になる。幼少期より「速読」を学べば、社会に出て大変役立つと考える。</p> <p>(3) 自ら学び、自ら考える力を育成する 【提言1 学力向上に向けた取組の推進】 (P 22)</p> <p>③理数能力の中でも、論理的な思考力と、科学的な資質・能力は、かなり質の違うものだと考える。前者は左脳の能力に属し、後者は右脳の能力によるところが多いと思うからである。</p> <p>理数系が得意と言っても前者が得意な人と後者が得意な人がおり、同じように扱うと自分の不得意な方が嫌になって、理数系離れを引き起こす危険が多分にあると考える。</p>

市の考え方	<p>①新学習指導要領の中でも記録、説明、批評、論述など言語の力をはぐくむことが求められており、本プランでも「言語活動」の充実を提言しています。読書感想文も言語活動の一つであり、一律に読書活動と結び付けるものではありません。</p> <p>②音読については、新学習指導要領の中にも、年齢に応じた音読指導の内容が明記してあり、指導しているところです。</p> <p>また、目的に応じた読み方や、正確に速く読む力を指導することも大切であり、各学校では、年齢に応じて指導しております。</p> <p>③理数教育の充実については、学習指導要領の中で、観察・実験や反復練習の充実、カリキュラムを国際的に通用する内容にする等の観点から、授業時数の増加や指導内容の充実が図られています。本プランの提言もこの趣旨に沿ったものであり、どちらの能力も個別指導等を通して、身に付けさせることが重要であると考えます。</p>
ご意見	<p>柱4 教育の質を高めるために</p> <p>(2) 教員の資質向上を図る 【提言2 授業力の向上】(P 33)</p> <p>①各自治体、研究所、学校をつなぐ研修ネットワークの構築について。授業力向上には、「良い授業実践」の共有と「教師の生産性向上」が必要だと考える。「良い授業実践」の中には教材や資料などのようにICTの活用で簡単に共有できるもの、「暗黙知」のように直接でないと人に伝わらないものもあり、これらをどのように共有化して、教師の生産性を向上させるかが、教育委員会で組織するセンターの責務であると考える。それにはまず学校内で共有し、次に市内の学校間で共有し、都内の学校間で共有し、全国の学校間で共有するという階層構造が必要で、それぞれの階層に好事例の取捨選択と共有を助けるスタッフが必要になる。</p>
市の考え方	<p>①「良い授業実践」の共有については、各学校内における授業研究や教育委員会が組織する学力向上推進委員会等で共有化を図り、資料集等の作成により情報提供をしているところです。</p> <p>今後は市全体でICT機器を活用し、電子化した資料の収集と保存による情報共有について検討していきます。</p> <p>また、「暗黙知」の共有についても、校内のOJTや市の研修会の情報交換等の中で共有化や育成を図っています。</p> <p>今後もこうした取り組みを推進し、教員の指導力向上を図ります。</p>
ご意見	<p><参考>青梅市における特色ある施策の取組</p> <p>(5) 情報教育の推進 小・中学校におけるICT機器の活用の推進(P40)</p> <p>①ICT機器の活用の目的は、単なる時間短縮でなく授業の充実と考えますので「職務の効率化」ではなく「職務の質的向上」または「職務の生産性向上」とすべきかと思う。「ICT機器を有効に活用した授業スタイルの研修」とも言える。</p>
市の考え方	<p>①本プランでは、授業の充実や改善のみならず、授業外の様々な事務処理も含めたものを「校務」と考えているので、このような表現としました。</p> <p>「ICT機器を有効に活用した授業スタイルの研修」につきましては、情報教育研修会の中で実施いたします。</p>

5 用語の解説

<ア行>

■ I C T 機器

I C T とは「Information and Communication Technology」の略で、コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術のこと。各学校に配置されている情報機器を積極的に活用した学習活動を行うことが求められている。

■ 生きる力

平成 8 年 7 月の中央教育審議会の答申「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」では、「我々はこれからの中学生たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。たくましく生きるために健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。我々は、こうした資質や能力を、変化の激しいこのからの社会を「生きる力」と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要であると考えた。」と定義している。

■ インターンシップ制度

青梅市近隣に所在する大学と協定を結び、大学から学生の派遣を受け入れて小・中学校での教育活動の実習を実施する。学生が実習生として児童・生徒を指導することにより、学習活動の活性化などを図ることができる。

■ 青梅子どもルール

青梅市の子どもたちが、社会の中で生きていく上で大切なルールを自ら提案するとともに、選定されたルールの遵守を通して、自らの規範意識をより高めること、保護者や市民がルールの遵守を子どもに啓発することを目的に平成 16 年度に作成。小・中学校では全学級に掲示し、遵守を働きかけている。

■ 青梅市食育推進計画

食育基本法第 18 条にもとづく本市の食育推進計画。家庭・学校地域・事業者のそれぞれが果たす役割を示すとともに、本計画にもとづき青梅市が中心となって食育を推進する。（平成 22 年 3 月）

■ 青梅市特別支援教育基本計画

「心身障害教育」から「特別支援教育」への転換に当たり、障害のある児童・生徒の教育に対する市民の期待に応えるため、心身障害教育における課題の解決と今後の特別支援教育の展開に向けた基本的な方向を示すことを目的に策定した。（平成 18 年 3 月）

■ 青梅市特別支援教育実施計画（第二次計画）

障害のある児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じて必要な教育的支援を行うために、青梅市における総合的な支援体制の整備や小・中学校における校内体制の整備、教育的な支援の充実等の事業展開と将来の構想をまとめて示すことを目的に策

定した第二次計画。(平成 22 年 3 月)

■ L D 、 A D H D 、 高機能自閉症

L D とは学習障害のことで、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

A D H D とは、注意欠陥／多動性障害のことで、年齢あるいは発達に不釣合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態。

高機能自閉症とは、①人への反応や関わりの乏しさなど、社会的関係の形成に特有の困難さが見られる、②言葉の発達に遅れや問題がある、③興味や関心が狭く、特定のものにこだわる、④以上の諸特徴が、遅くとも 3 歳までに現れる。自閉症のうち、知的機能の発達の遅れを伴わないものをいう。

(「就学指導資料」 平成 18 年 文部科学省)

■ 栄養職員

給食センターに配置されている栄養士の資格をもつ職員。食育については、食育リーダー研修会の講師や各学校における食に関する指導等を行う。

■ O J T

O J T とは、「On The Job Training」の略。日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく取組をいう。ここでは、学校内における人材育成の取組を指す。(「OJT ガイドライン」 平成 20 年 東京都教育委員会)

<力行>

■ 学校運営連絡協議会

各学校の校長が、保護者や地域住民等との意見交換を行うことで、家庭と学校・地域が一体となって、地域に開かれた学校づくりの推進ならびに教育内容の改善および充実を図り、自主的・自律的な信頼される学校運営を行うために設置する学校単位の組織。

■ 学校司書教諭

12 学級以上の規模の学校においては、学校図書館に司書教諭の講習を修了した教員を配置することが学校図書館法により定められている。学校司書教諭は、学校図書館の運営などを行うリーダー的な役割を担う。

■ 学校評価

各学校が自校の教育活動や指導の重点について具体的な目標を設定し、その達成状況や取組状況について評価すること。学校経営計画に連動させて評価シートに目標を設定し、教職員による自己評価と学校関係者評価等を通して評価結果をまとめ、次年度の教育活動の改善に活用する。

学校教育法改正により、同施行規則において、①学校の自己評価の実施・公表、②保護者など学校関係者による評価の実施・公表、③自己評価結果・学校関係者評

価結果の設置者（青梅市）への報告、に関する規定が新たに設けられた。（平成 21 年度より）

■学校評価システム

学校評価を学校運営のマネジメントサイクル、計画（Plan）→実施（Do）→点検（Check）→改善（Action）にもとづいて実施する方法。学校評価を、マネジメントサイクルに効果的に位置付け、計画的に進めていくことで、成果や課題を適時に、的確に把握することができるようになる。（「学校評価検討委員会報告書」 平成 21 年 2 月 青梅市教育委員会）

■学校関係者評価

保護者、学校運営連絡協議会委員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、近隣小・中学校の教職員、その他の学校関係者などによって構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、その学校の自己評価の結果について評価すること。（平成 21 年度より）

■学校評価ガイドライン

平成 20 年 1 月、学校教育法改正に伴い、文部科学省が各学校・教育委員会における学校評価の取組の目安となる事項を示すガイドラインとして、改訂して示したもの。

■家庭のスローガン

平成 18 年 12 月の教育基本法の改正の中で、家庭教育が新たに規定されたことを受け、家庭教育支援の一つとして、青梅市社会教育委員会議で策定したものの。「わが家を心のオアシスに一見直してみませんか、わが家のくらしー」として 5 項目にわたり、各家庭に呼びかけている。（平成 18 年度より）

■カリキュラム

各学校が、子どもや地域、学校の実態等に即し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を進めるため、編成する教育計画。学習指導、生活指導などの指導計画等も含まれる。

■キャリア教育

児童・生徒に対し、将来、自分にとって最もふさわしい進路を主体的に選択し、その後の職業生活の中で自己実現を図るために必要な知識・技能・態度・価値観などを、学校内外のあらゆる活動を通じて、組織的・計画的に育成しようとする教育。

■教育活動支援員

各学校における教科指導や生活指導等の充実、特別支援教育の推進を図るため、青梅市教育委員会が各学校に配置したボランティア。

■健康・体力向上推進委員会

児童・生徒が豊かな個性を発揮するための基盤となる健康や体力に関する意識を高め、健康の保持増進に向けた資質や能力をはぐくむために、体力テストの結果等にもとづく健康・体力づくりの指導方法等を検討し、啓発資料等を作成する委員会。委員構成は小・中学校の管理職および各校 1 名の教員。

■校内 LAN

校内 LAN とは、「Local Area Network」の略。学校内にあるコンピュータやプリ

ンターなどをネットワークケーブル等によって接続した校内ネットワークのこと。子どもたちの活用を推進することにより、情報活用能力の育成や、主体的な学習活動の機会となる。また、授業でインターネット等を積極的に活用することにより、学習活動の幅が広がる。さらに、教員が校務を効率的に行えるようになる。

■心のパスポート

児童・生徒が自分自身の心の状態を点検することができるよう、常に携帯できる大きさのしおりを青梅市教育委員会が作成し、市内の公立小・中学生全員に毎年配布しているもの。また、保護者向けに、生命尊重やコミュニケーション力の育成など、健全育成に向けた視点を示したもの。(平成 16 年度より)

■コミュニティーサークル

学校を拠点として、地域住民の地域共同体意識を高めるための集団、グループ。

<サ行>

■授業改善推進プラン

全国学力学習状況調査（文部科学省）や児童・生徒の学力の向上を図るために調査（東京都）等の結果をもとに、自校の学習指導上の課題や各教科の指導の重点を整理した学力向上を図るために指導計画。保護者、市民にも公開し、年度末には授業改善の状況をまとめて公表する。

■授業改善のサイクル化

授業改善を、計画（Plan）→実施（Do）→点検（Check）→改善（Action）という過程で構成するサイクルにもとづいて実践すること。学校として組織的にプランの実践に取り組みながら、意図的、計画的に内容や実践状況を評価し、改善することが求められている。（「所報たまじむ」 平成 18 年 1 月 東京都多摩教育事務所）

■巡回訪問相談

青梅市の心理相談員が幼稚園、保育所、小学校を巡回し、障害のある乳幼児や児童への教育的支援や家庭に対する支援の在り方について、訪問先の管理職や教職員、保護者等からの相談に応じて、指導・助言を実施する。

■小 1 プロブレム

小学校に入学したばかりの小学校 1 年生が、集団行動が取れない、授業中に座つていられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する状態。

■小規模特別認定校制度

豊かな自然、歴史および伝統ある地域の中で、少人数の学習指導による確かな学力の定着や体力づくりを目指し、特色ある教育環境を推進している小規模校において教育を受けることを希望する保護者および児童・生徒に対して、就学すべき学校の指定変更を認める制度。(平成 21 年度より)

■小・中学校一貫教育

一つの中学校区内にある小学校と中学校が「目指す児童・生徒像」(育てたい児童・生徒像)を共有し、その実現を目指して、9 年間の継続的で一貫性のある指導計画を作成し、教育活動を実施する。他の自治体のような校舎一体型や 9 年間を 4 - 3

－2年制に区切るような方法では実施しない。青梅市では、平成22年度より順次指導計画にもとづいて実施している。

■食育リーダー

学校において組織的な食育の推進を図るため、食に関する指導の全体計画の作成や授業改善についての助言、各家庭への情報発信等を行い、関係機関や家庭、地域との連携における調整等を行う。

■水曜子どもクラブ

自分の思いや考えをうまく伝えられなかったり、自分の感情をコントロールできなかったりする児童を対象に、ゲーム等の集団活動を通して他者とのコミュニケーションの基盤を作る活動。教育相談所が実施している。

■スクールカウンセラー

心の専門家として、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者が、児童・生徒のカウンセリングや保護者・教職員に対する支援・相談・情報提供などを行う。（「生徒指導提要」 平成22年 文部科学省）

<夕行>

■地域安全マップ

各学校の学区域を児童・生徒や教員、保護者等が巡回し、犯罪が起こりやすい場所や危険な場所をチェックし、犯罪が起こりやすい場所等についての情報を共有するために自分たちで作成した地図。子どもの犯罪被害防止能力を高めるために実施する。

■中1ギャップ

小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態。

■適応指導教室

心理的な要因で不登校の状態となり長期欠席になっている児童・生徒を対象として、緩やかに学習活動を実施することによって、再び在籍校に登校し学校生活が送れるように指導、支援することを目的に設置した学級。

■東京都教育の日

都民の教育への関心を高め、次代を担う子どもたちの教育に関する取組を都民全體で推進し、都における教育の充実と発展を図るために毎年11月の第1土曜日を東京都教育の日として制定した。この日を中心にして、家庭・学校・地域等が協働した取組が行われている。（東京都教育委員会ホームページ）

■道徳授業地区公開講座

小・中学校における道徳教育の活性化を図るとともに、保護者、都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による道徳教育の推進に資するという趣旨で、平成10年度から東京都教育委員会が都内公立小・中学校等で開催している事業。①子どもの豊かな心を育てるための意見交換を通して家庭・学校・地域社会が一体となった道徳教育を推進すること。②道徳の授業の質を高め、道徳の時間の活性化を図ること。③道徳の授業を公開することにより、開かれた学校教育を推進することを目的として

いる。（「道徳授業地区公開講座推進資料2」 平成16年 東京都教育委員会）

■特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、校内委員会の運営、子どもの実態把握、保護者への支援、関係機関との連絡・調整、個別指導計画の作成・実施への支援等を行う。校長が指名した教員が担うが、複数の教員が役割を分担する場合もある。（特別支援教育の推進に関する理解啓発資料 平成17年 東京都教育委員会）

＜ナ行＞

■二学期制

学校の1年間の教育課程を、4月から10月までの前期と、11月から3月までの後期の2つの学期に分けて実施する方法。二期制、前後期制ともいう。

■ネイティブスピーカー (native speaker)

ある言語を母国語として話す人。本プランの中では、英語を母国語として話す人を示している。青梅市では、小学校第5、6学年の外国語活動と中学校の外国語（英語）の時間に、英語学習指導補助者（A E T Assistant English Teacherの略）としてネイティブスピーカーを配置している。

＜ハ行＞

■服務規律

服務とは、公務員としての職務上、身分上の守るべき義務のこと。一定の義務や規律はあらゆる組織にあるが、公務員は「全体の奉仕者」として職務を遂行するために、一般市民よりも厳しい倫理規範が求められる。

さらに、公立学校の教員の服務は地方公務員法、教育公務員特例法等により具体的に規定されている。

■服務事故

一部の教員による非違行為。教員は、児童・生徒、保護者、地域の信頼にこたえるため、教育公務員としての服務の在り方について法令や事例等にもとづいて理解し、法令を遵守する態度を身に付けなければならない。

■ブックスタート (Book Start)

絵本を通じて赤ちゃんと保護者が言葉や心を通わせ、楽しい子育てを行うとともに、読書を通じた地域での子育て支援活動発展を目指す運動。1992年にイギリスのバーミンガムで始まった。青梅市では、民生・児童委員が生後4ヵ月までの乳児がいる家庭を訪問し、該当する保護者に絵本を贈呈する事業等を実施している。（「第二次青梅市子ども読書推進計画」 平成21年 青梅市）

青梅市教育推進プラン（改訂版）

発行日 平成23年3月

発行者 青梅市教育委員会

青梅市教育委員会の教育施策

－令和3年度教育施策の概要・
青梅市教育推進プラン－

発行年月 令和3年4月

発 行 青梅市教育委員会

青梅市東青梅1-11-1

編 集 青梅市教育委員会教育部教育総務課
0428-22-1111 内線 2352・2353